

【翻訳】吳晗（吴晗）「胡惟庸党案考」

（常君实編《吳晗全集》第2卷〈歴史卷2〉中国人民大学出版社）2009年刊

翻訳・解説：大西信行（地歴公民科）・横井成行（海城中学高等学校）
監訳：馬沁章（39期卒業生）

原著は、『燕京学報』第15号、1934年6月所載。なお、近年に刊行された、解家麟責任編集《吳晗論明史》（武漢出版社、2013年）その他にも収録されている。中国語の本文の翻訳原案作成は横井と馬が担当し、引用史料の訓読や典拠の確認は大西が担当した。そのうえで、全体の最終的な確認は横井と大西で行なった。なお、引用史料の漢文の訓読については、極力原文に附せられた句読点に基づいて行なった。そのため、若干読みにくい場所が出来たことをお断りしておく。

吳晗（吴晗，Wu Han, 1909～1969）：浙江省金華県義烏の生まれ。1934年、北京の清華大学歴史学部卒業。母校の教員のほか、雲南大学、日中戦争（1937年～1945年）中に、いわゆる「大後方」に複数の大学が疎開して成立了「西南連合大学」の教員を務める。明代史研究の開拓者、先達の一人。ここに訳出した「胡惟庸党案考」はその代表作である。ほかに、永楽帝の出自を実証的に明らかにしようとした「明成祖生母考」や洪武帝の伝記「朱元璋伝」、文学作品に映りこんだ社会背景を考察しようとした「『金瓶梅』の著作年代とその社会背景」、中国を海外との通交・交流から鳥瞰した「16世紀前期の中国と南洋」など多数の必読文献を執筆。また、史料集として『朝鮮李朝実録のかの中国史料』をまとめた。

いっぽう、1940年代から民主運動に積極的に携わり、舌鋒銳く国民党の腐敗を突く論客として知られ、新中国成立（1949年）後は北京市副市長にも任じられた。1959年には、既に自らの専門分野・明代史研究での該博な知識を背景にして、16世紀後半（嘉靖～隆慶～万曆）の清廉な官吏・海瑞（Hai Rui）

(1514～1587) の生涯を描いた歴史京劇『海瑞免官』（《海瑞罷官》）を発表した。吳晗自身は海瑞を「人民の味方」として描いており、原作完成当時には毛沢東 (Mao Zedong, 1893～1976) もその作品を認めていた。また、1960年には北京京劇団（現在の北京京劇院）で上演された。ところが、1965年11月、突然、このような統治階級の治績を顕彰することは、階級闘争を弱め旧体制を温存する修正主義につながること、さらに、毛の進めた「人民公社」「大躍進」政策を批判して失脚させられた彭徳懷 (Peng Dehuai, 1898～1974) を擁護するものとされて、厳しい批判に晒される。特に、「四人帮」Sirenbang (四人組) の一人であり、上海の新聞《文汇报》の文芸編集に携わっていた姚文元 (Yao Wenyuan, 1931～2005) が「评新編史劇《海瑞罷官》」を発表してその批判の火付け役となり、これを契機にして「プロレタリア文化大革命」(1966年～1976年) とよばれる政治運動であり激烈な権力闘争が始まった。『海瑞罷官』は政争の具とされ、吳晗は全役職を解かれ失脚。1969年には獄中で自殺したとされる。なお、1978年には名誉回復されている。

1. 『明史』が記す胡惟庸

胡惟庸事件（洪武13年・康暦2年・天授6年：1380年）は、明代初めの一大事件であった。一味とされた人々の疑獄は前後14年におよび、一時にして明朝の建国の功臣宿将はことごとく誅罰をうけて居なくなってしまうのではないかというほどで、（その処罰者は）あわせて4万人余りに達した^[1]。そのうえ、これをもとにして、日本と国交を断絶したことが『皇明祖訓』^[2]に見える。そのいっぽうで、（太祖・洪武帝は）再三にわたって『昭示奸党錄』、『臣戒錄』、『志戒錄』、『世臣總錄』などの諸書をわかつし、諱々と臣下を諭して胡惟庸を教訓として戒めた^[3]。明の成祖（永楽帝）の時代（1402年～1424年）に至ると、さらにこの事件を例に引いて臣下を戒め、ひそかに外国と通じることを禁じた^[4]。明代の諸作家の明代初めの史実に触れた著作の中には必ずこの事件の記載がある。清代に編まれた『明史』では、胡氏を「奸臣伝」に入れている^[5]。政

治制度面では、これをきっかけに丞相を永久に廃止し、六部、五府、都察院、通政司、大理寺などの衙門(政府機関)に分権した^[6]。この事件の影響といえば、一時に明朝建国の元勲宿将が皆いなくなり、「靖難の役」が起きるや、わずかに耿炳文、吳禎らが敵からの攻撃を防いで持ちこたえるのみであった。建文帝は、このために国を譲った^[7]。つまり、さまざまな意味で、政治面、外交面、軍事面、制度面あるいは王朝交代面ではいうまでもなく、この事件は重大な意義を持ち、その影響は明代全体におよぶことは疑いを入れない。

『明史』はこの事件の顛末を次のように記す。

楊憲の誅せられてより、帝惟庸を以て才と為し、之を寵任す。惟庸もまた自ら励まし、嘗て曲謹を以て上意に当たり、寵遇日々盛んなり。独り相たること数歳、生殺黜陟^{ちゆつちよく}、あるいは奏せず径ちに行なふ。内外諸司封事を上^{たてまつ}るに、必ず先ず取閲し、己を害する者は輒ち匿して以て聞せず、四方躁進の徒及び功臣武夫の職を失ふ者争ひて其の門に走り、金帛名馬玩好を饋遺すること、勝げて数ふべからず。

大將軍徐達深く其の奸を嫉み、從容として帝に言ふ。惟庸遂に達を誘ひて閣者福寿を誘達して以て達を団り、福寿の発する所と為る。

御史中丞劉基もまた嘗て其の短を言ふ。久しくして基病み、上惟庸の医を挟むを遣はして視せしめ、遂に毒を以て之に中る。基死して益々忌む所無し。太師李善長と相結ぶに、從女妻其の従子を以て佑ぐ。

学士吳伯宗惟庸を効して既に危禍を得。是より勢い益々熾なり。

其の定遠の旧宅の井中忽ち石筍を生じ、出水すること数尺、諛う者は争って符瑞を引く。また其の祖父三代の冢上に、皆夜火光の天を燭すあり。惟庸益々喜びて自負し、異謀有り。

吉安侯陸仲亨陝西より帰り、擅まに伝に乗る。帝怒りて之を責めて曰く、「中原の兵燹の余り、民始めて業に復し、籍戸馬を買ふは、艱苦殊に甚し。皆をして爾の為す所を倣はしめ、民尽く子女を鬻ぐと雖へども、給する能はざる也。」責めて盜を代県に捕ふ。平涼侯費聚命を奉じて蘇州の軍民を撫するも、日々酒色を嗜む。帝怒りて、責めて西北に往きて蒙古の降を招降せしむるも、

功無し。また切に之を責め、二人大いに惧る。惟庸陰かに権利を以て二人を脅誘するに、二人素より懸勇にして惟庸の用事を見、密かに相往来す。嘗て惟庸の家を過ぎ、酒飲酣とうゆうにして惟庸左右を屏たけなけて言はく、「吾等の為す所、多く不法なる。一旦事覺れば、如何せん！」二人益々惶惧し。惟庸告ぐるに己が意を以てし、外に在りて軍馬を収集せしむ。二人益々惶惧し、惟庸告ぐるに己の意を以てし、外に在りて軍馬を収集せしむ。

又嘗て陳寧と省中に坐して天下の軍馬の籍を閲し、都督毛驥をして衛士劉遇賢及び亡命魏文進等を取りて心膂と為さしめ、曰はく、「吾、爾を用いる所有る也。」

太僕寺丞李存義は善長の弟、惟庸の婿李佑の父也。惟庸陰かに善長を説かしむるも、善長已に老いて強拒する能はず、初めは許さざるも、已にして其の間に依違す。

惟庸益々事就く可しと以為ひ、乃ち明州衛指揮林賢を遣はして下海し倭を招きとも与に期会す。又元の故臣封績ほうせきを遣はして致書して臣と元の嗣君に称し、兵を請ひて外応と為しすも、事皆未だ發せず。

惟庸の子の馬を市に馳せて墮ちて車下に死するに会ひ、惟庸車を挽く者を殺す。帝怒りて其の死を償ふを命ず。惟庸金帛を以て其の家に給するを請ふも、許さず。惟庸惧れて、乃ち御史大夫陳寧・中丞涂節等と事を起こすを謀り、陰かに四方及び武臣の己に従ふ者に告ぐ。十二年九月占城來貢するも、惟庸等以て聞せず、中官出て之を見て、入奏す。帝怒りて、切に省臣を責め、惟庸及び広洋頓首謝罪するも、其の咎を礼部に徵委し、礼部又之を中書に委ね、帝益々怒り、尽く諸臣を囚し、主者を窮詰す。幾ばくならずして広洋に死を賜り、広洋の妾陳氏と死し、帝之を詢へば、乃ち陳知県の女也。大いに怒り、「婦女を没官して只だ功臣の家に給し、文臣何を以てか給を得んや？」乃ち法司に勅して取勘す。是において惟庸及び六部堂属咸く當に罪に坐すべし。

明年正月、涂節遂に変を上り惟庸を告し、御史中丞商暉時に謫して中書省吏と為り、また惟庸の陰事を以て告す。帝大いに怒り、廷臣に下して更に訊く。詞は寧・節に連なる。廷臣言はく節本より謀に預かり、事の成らざるを見て始めて上げて変を告ぐは、誅せざるべからず。乃ち惟庸・寧を誅し、并びに節に及ぶ。

惟庸既に死するも、其の反状猶ほ未だ尽くは露はれず。十八年に至りて李存義人の為に主告せらるも、死を免れ崇明に安置す。十九年十月林賢の獄成りて、惟庸通倭の事始めて著はる。

二十一年藍玉沙漠を征し、封績を獲るも、善長以て奏せず。二十三年五月に至り事發はれ、^{あら}績の下吏を捉へ、其の状を訊き得たるに、逆謀大いに著はる。善長の家奴盧仲謙善長と惟庸の往来の状を首ぐるに会ひて、陸仲亨家奴封帖木も亦仲亨及び唐勝宗・費聚・趙雄^{*}の三侯惟庸と与に不軌を共謀す。帝怒りを発し、逆党を肅清し、詞の連及する所、誅に坐する者三万余人、乃ち『昭示奸党錄』を為して天下に布告し、株連蔓引し、数年に迄るも未だ靖まらずと云ふ^[9]。

*「雄」はまさに「庸」に作るべきである。趙庸が南雄侯に封ぜられたことから誤解したものであろう。(原注)

胡惟庸が日本と通じたことについても、『明史』は次のように記す。

是より先胡惟庸逆を謀り、日本を藉りて助けと為さんと欲し、乃ち厚く寧波衛指揮使林賢と結び、併りて賢の罪を奏し、日本に謫居して、其の君臣と交通せしむ。尋いで賢の職を復するを奏し、使を遣して之を召す。密かに書を其の王に致し、兵を借りて己を助けんとす。賢還り、其王僧如瑤を遣わし兵卒四百余人を率ゐて、詐りて入貢と称し、且つ巨燭を献じて、火薬・刀劍を其中に藏す。既に至るも、惟庸已に敗れ、計行はれず。帝も亦た未だ其の狡謀を知らざる也。数年を越えて、其の事始めて露はれ、乃ち賢を族し、而して日本に怒ること特に甚だしく、意を決して之を絶ち、専ら防海を以て務めと為す。^[10]

李善長と組んで謀反を起こしたことについて『明史』は次のように記す。

京民の罪に坐して応に辺に徙るべき者、善長數ば其の私親丁斌等を免ずるを請ふ。帝怒りて斌を按するに、斌は故惟庸の家に給事し、因りて存義等往時惟庸に交通するの状を言ふ。命じて存義父子を逮へて之を鞫す。詞連に善長云はく、「惟庸反謀有り、存義をして陰に善長を説かしめ、善長は驚叱して曰はく『爾の言何為る者ぞ？爾を審らかにし、九族皆滅ぼさん！』又善長の故人楊

文裕をして之に説かしめて言はく『事成らば淮西の地を以て封じて王と為さん。』善長驚きて許さず、然れども頗る心動く。惟庸乃ち自ら往きて説くも、善長猶ほ許さざるがごとし。久しくして、惟庸復た存義を遣はして進説し、善長嘆きて曰はく『我老いたり。我死せん。汝ら自ら之を為せ。』

或ひは又善長云はぐ將軍藍玉塞を出て捕魚兒海（ブルル湖）に至り、惟庸の沙漠に通じたる使者封績を獲るも、善長匿いて以て聞せず。是において御史交章して善長を劾す。然るに善長の奴盧仲謙等も亦善長と惟庸と賂遺を通じ、私語を交わす。獄具に、善長元勲国戚にして逆謀を知りて發挙せず、觀望を狐疑し、両端を懷き、大逆道ならずと謂ふ。有言星変、其の占當に大臣に移るに会ひ、遂に并びに其の妻女弟侄家口七十余人之を誅す。

而るに吉安侯陸仲亨・延安侯唐勝宗・平涼侯費聚・南雄侯趙庸・栄陽侯鄭遇春・宜春侯黃彬・河南侯楊璟・濟寧侯顧時等追坐する者又若干人。帝手詔して其の罪を條列し、獄詞を伝著し、『昭示奸党三錄』を為して天下に布告す。^[11]

谷応泰は胡惟庸が誅殺される前に雲奇が胡惟庸のたくらみを告げたことを次のように記録している。

正月戊戌、惟庸第中の井より醴泉を出すと詭言し、帝の臨幸を邀へんとし、帝之を許す。西華門より駕出し、内使雲奇冲蹕の道に馬銜を勒へて状を言ふに、氣方に勃ち舌駄^{はや}きも、意を達する能はず。太祖其の不敬を怒り、左右撃捶すること乱下にして、雲奇の右臂将に折れんとし、垂斃するも、猶ほ賊臣の第を指して痛縮をなす^な弗し。上悟り、乃ち城に登りて其の第を望み、兵を複壁の間に蔵し、刀槊林立せり。即ちに羽林を發して掩捕して考掠し、状を具して市に磔にす。^[12]

以上の記載をまとめると、胡惟庸グループ事件の成り立ちと経過は次のようになる。

- (1) 胡惟庸が権勢をほしいままにし君主を欺いていた。
- (2) 徐達を謀殺した。
- (3) 劉基を毒殺した。

- (4) 李善長と結託して内通した。
- (5) 生まれ故郷の定遠（安徽省）の屋敷の井戸に石のたけのこが生え、祖先の墓が夜ごとに光ったが、それは胡惟庸に反逆心があるからであった。
- (6) 陸仲亨・費聚と結び、部下とした。
- (7) 命知らずのならず者たちを受け入れた。
- (8) 李存義・楊文裕に、李善長を説得させて謀反を企てさせた。
- (9) 林賢を遣わして日本を誘い入れて、日本からの使節・如瑤に朝貢と偽らせ、実際には兵を率いさせて自らの助けとした。
- (10) 封績を遣わし、臣と称して北元に援助を求めた。
- (11) 胡惟庸が車引きを殺害したのに対し、太祖はこれを責めてその死を償わせた。
- (12) チャンバからの朝貢使を阻み、罪をこうむった。
- (13) ひそかに文官に官職と女性を斡旋し、罪に問われた。
- (14) 涂節が胡惟庸のたくらみを洪武帝に上奏した。商嵩が胡惟庸の隠し事を洪武帝に申し上げた。
- (15) 洪武帝の暗殺を企てて胡惟庸の私邸への洪武帝の臨幸を仰ごうとした際、雲奇によって告発された。
- (16) 罪状がつぶさになり、胡惟庸は誅殺に服した。「胡党」（胡惟庸グループ）の語が使われるようになる。
- (17) 林賢事件が起こる。
- (18) 李善長が殺害される。
- (19) 日本と断交する。
- (20) 胡惟庸グループの事件に連座する人々が数万人に上り、明朝建国の元勲・宿将たちはことごとく尽きた。

以下、中国と日本の史料の参照を試みながら、この事件の真相と明代初期の日中関係について述べてみよう。

2. 雲奇の告発

胡惟庸グループ事件の真相はいったいどうであったのだろうか。明の人々もその真相については深くは知らなかった。この原因はおおよそ胡惟庸グループの事件が起きたときに、法令が峻厳で、著述者の多くがあえてこのことを記録に残せなかつたからである。すでに過去のこととなつて情況も変わると、実際にあつたことが覆い隠されてしまい、のちの歴史家たちもただもっぱら『明太祖実録』に拠るのみになつてしまつたので、どれもほぼ同じになつてしまつた。『明太祖実録』の記事に載らなければ、勝手に主觀に頼つて書くのみで、誤つた情報が誤つた情報を生み、きわめて多くの矛盾した記事が同時期に記された。まさにこうした数多くのあいまいな矛盾のために、当時の人もそれに疑問を抱いた。鄭曉は「明国はじめの李太師・胡丞相・藍國公の諸疑獄は、未だによくわからない」^[13]としている。王世貞は明代の偉大で優れた歴史家であり、彼の語ることは当然信頼することができる。王世貞はつぎのようにいう。

胡惟庸の謀逆、^{ひそ}陰かに日本国貢使に約して精兵を以て巨舶を装ひ是の日弑を行なふを約し、即ちに大いに庫蔵を掠し、舟を大海に泛べ、事泄れて誅に伏す。上後に日本の貢を却くるに此を以てす。^[14]

王世貞の子どもである王士騏は、率直に父の説に反対し、この事件に深い疑義を寄せて、次のように言つてゐる。

按するに是の年（洪武13年=1380年）丞相胡惟庸を誅し、廷臣訊辭は第だ林賢をして下海して倭軍を招き、期を約して来会するを云ふのみ。野史の如きの載せる所にも至らず、亦倭を断つの詔あるも見ず。本年の日本の両貢は表無く、又其の將軍の丞相に奉ずるの書は辞意倨慢にして、故に詔して之を諭す。中に云はく、「前年は浮辭にして^{いさかひ}畔^なを生じ、今年は人來たるも誠匪し」、胡惟庸に通ずるの事には及ばず、何ぞや？近年嚴世蕃の倭虜に交通し、潛かに叛逆を謀ると云ふ。国史に謂はく、端を尋ねて之を殺すは、正法に非ざる也。胡惟庸の倭に通ずるも、恐らく亦之に類せり。^[15]

これによって、この事件の信憑性の水準は、まさに徐階が意を授けた厳世蕃の獄の言葉と同じであることがわかる。『明史』に載せる厳世蕃の調書を見ると、徐階は主の誤りを明らかにしようとしており、ちょうどよい形でその草稿を削り取った^[16]。およそ以下の通りである。

曩年逆賊汪直倭の内訌を勾き、罪は宥さざるに在り。直は徽州の人、羅竜文と姻戚にして、遂に十万の金を世蕃の所に送り、授官を為すに似たり……竜文も亦王直通倭の余党五百余人を招聚して世蕃と謀る。班頭牛信も亦山海衛より伍を棄てて北走し、北虜を誘引するに似たり。^[17]

そして、果たして審議したその結果は「日本人と通じ、ひそかに反逆のはかりごとをめぐらし、その証拠は明白である」とされたので、嚴家はまさに倒壊しようとしていた。獄中で述べたことばのうち、日本人と通じたことと、北虜（モンゴル）を誘ったことの2つはちょうどまさに胡惟庸の事件の影響である。

以上、引用した史料のうち、矛盾がもっともよく現れているのは、『明史』が載せる涂節・商暉が告発したことと、『紀事本末』が載せる雲奇が告発したことの2つの出来事であろう。かりに前者が本当だったとしても、すでに胡惟庸は罪を得て誅されていたから洪武帝の臨幸を仰いで暗殺を企てる可能性はなかった。かりに後者が本当だったとしても、胡惟庸は当日に誅されていたので、涂節・商暉の告発はなかった。正直、2件の告発のうち必ず一つは偽であるか、あるいはその2件ともが偽であるかであって、断じて2件とも真実であるはずがない。いま、こころみに数多くの史籍に当たってみると、まず雲奇事件について述べてみよう。

谷応泰の雲奇に関する記載は、確かに最も基本となる。このことはまず雷礼が引く『国琛集』^[18]に見える。雷礼の記述と谷氏の間には少しく出入りがある。その文に曰く、

太監雲奇は南粵人なり。西華門を守り、胡惟庸の第に遡く、其の逆謀を刺り知る。胡居る所の井に醴泉の涌くを誑言し、太祖の往觀を請ひ、鑾輿^{きんよ}西より出、雲必ず禍ひに^{あづか}与るを慮り、急ぎ冲蹕を走り、馬銜を勒へて状を言ふ。気方に勃々^{はや}すれど、舌駄く、達する能はず。太祖其の蹕を犯すを怒り、左右撻捶すること乱下にして、雲垂斃し、右臂將に折れんとし、猶ほ奮ひて賊臣の第を指す。太祖乃ち悟り、城に登りて眺顧すれば、其の壯士の甲を披くを屏帷の間に数匝見て、亟^{すみ}やかに櫻殿に返りて罪人擒に就く。奇を召せば則ち息絶えたり。太祖奇を追悼して葬を賜贈し、有司春秋をして之を祀らしむ。墓は南京太平門の外、鐘山の西に在り。

つとに、王世貞撰『胡惟庸伝』がこの文を引用しているが、「居る所の井に醴泉の涌くを誑言し」のくだりを、「偽はりて第中に甘露の降ると為す」^[19]と改めている。地下から湧き出てくるのを、天から落ちてくるとしている。鄧元錫はいつのこと他から『宦官伝』に入れて忠義の第一としているが、その名前を「奇雲奇」に変えている^[20]。傅維麟本もこれをふまえて胡惟庸の専門の伝記を立てているが^[21]、もとのとおりその名を雲奇としている。その他、明清の著述家たち一例えば、陳建^[22]、嚴從簡^[23]、鄧球^[24]、尹守衡^[25]、彭孫貽^[26]、谷応泰^[27]、日本人の飯田忠彦^[28]たちは、みな深く信じ込んで疑わず^[29]に『明太祖実録』の記事を引用している。

先に引いた人々の記載には、ひとつの共通した疑問点がある。この疑問点は、雲奇の身分が「内使」であることで、その職務を為す場所と胡惟庸の私邸が近く、雲奇がすでに胡惟庸の謀反のはかりごとを知っていたのに、なぜ真っ先に告発せず、ことが焦眉の間に迫ってからはじめてあわてて警告したのだろうか。この問題について、彭孫貽氏は、とりつくろうような答えを出している。彭孫貽氏が言うには、

時に丞相胡惟庸大逆を謀り、居第門を距たること甚だ遡し。奇其の事を刺り知り、未だ路にあらざるに發するを冀欲するも、^{たまたま}惟庸居する所の井に醴

泉の涌くを謾言し、上の往賞を邀へ、駕果たして當に西より出るべきに奇は必ず禍ひあるを慮り、^{たまたま}会ま走りて蹕を犯し……

なんとかこじつければ読者の追及をさえぎることが出来るというのだ。しかし、以上の諸書の記載によれば、胡惟庸が明の太祖が彼の私邸に醴泉だか甘露の日だかを見にやってくるように招待したのは洪武13年（1380年）正月戊戌（訳者注：6日のことである。『明史』に拠れば、胡惟庸はまさにこの日に誅されている^[29]。このように当日招いて、その日に殺害しその間に審問し下獄する段階もないなどというのは、時間的にも果たして問題が発生しないのだろうか？この問題については、夏燮がかつて『三編質実』から引いてそれが不可能であることを証明している。彼が言うには、

『実録』正月癸巳朔を考えれば、甲午中丞（訳者注：2日）涂節胡惟庸の謀反を告げ、戊戌（訳者注：6日）惟庸等に死を賜ふ。若し然らば、則ち正月二日に惟庸已に告發せられ、応に戊戌尚ほ帝幸を第に邀ふるの事有るべからず。^[30]

時間的な比較からも、このことが事実ではないことがはっきり分かろう。そこで再び事実の面から点検してみよう。南京の城壁の高さは数仞（訳者注：1仞=333×8=2664mm）であったが、胡惟庸の私邸は、文中の「壯士は屏帷（あるいは序事）の間に匿す」という表現によれば、決して屋根がなかった一露天であったわけではないことが（『有学集』103『明人記載』から引く：「南京城の西華門内に大門の北に向く有り。その高きは諸宮殿等と後門薨【訳者注：甍】棟とともに在り。曰く旧丞相府すなわち胡惟庸の故第なり」から）知ることが出来る。西華門が胡惟庸の私邸ともどんなに近かったとしても（事実上、近ければ近いほどその屋根のむねが見えるのみだが）、それはたとえていえば、（北京の）景山の山頂から故宮が足下に見えるが、真黄色い屋根瓦だけをのぞいて宮殿の中で起こっている全ての出来事を見ることが出来るというのだろうか？

同じ道理で、胡惟庸の私邸が露天でなければ、明の太祖を本当にこの一回だけ城壁に上らせて、いったい何処から胡惟庸の私邸に武装した兵士が伏しているのを知るというのだろうか。この武装兵こそ、まさに大広間の仕切りのカーテン(幔幕)の中に伏していたのだから。

『国琛集』がいうには、胡惟庸の私邸は西華門の内側—禁中にあるという。王世貞の『旧丞相府志』はこれが本当かどうかを深く疑っている。『昭示奸党第二録』が載せる蘆仲謙の供述にかんがみれば、胡惟庸の私邸は細柳坊にあるという。『洪武京城図志』に拠れば、広芸街は上元県の西にあり、旧名を細柳坊といい、一名を武勝坊ともいう。また『街市図』を考察してみると、広芸街は内橋の北にあり、旧市街と極めて近い。つまり、胡惟庸の私邸が禁中になかったことはきわめて明らかである。再び『明太祖実録』に拠れば、丙午（1366年）8月に建康城を拓いたという。はじめ、旧禁裏は建康の旧市街のなかにあり、元の南台を宮殿としたが、やや狭かったので、皇帝は劉基らに地を占わせて鍾山陽に新たな宮殿を定めた。戊申（1368年）正月には、旧禁裏から新しい宮殿に遷った。これらから明の太祖が新宮に遷ったのは洪武元年（1368年）であると知れる。旧禁裏はもともと胡惟庸の私邸に近く、いっぽうの新宮殿は建康城の北にあり、雲奇の事件が洪武13年（1380年）のことだとすると根本から不可能になる。

以上の推論からすれば、雲奇の事件がいかに根拠のない誤りであるかということは既に疑いようもない。けれども、この伝説はいったい何から生じてきたのであろうか。雲奇と胡惟庸とは無関係であるにしても、この事件の中味自体にその存在の可能性はあるのだろうか。この2つの疑問は、何孟春氏の『雲奇墓碑』^[31]がわたしたちに満足のいく答えを与えてくれる。

南京太平門外鐘山の西に内官享堂の一区有り。我が太祖高皇帝賜ふ所、今は司礼監に加贈されたる太監雲奇の葬地也。旧碑を案するに公は南粵人にして、洪武の間内使にして西華門を守る。時の丞相の謀逆せる者の居第、門を隔てて

甚だ遡し。公其の事を刺り知り、隙に因りて以て發するを冀ふ。幾ばくならずして、彼の逆臣居する所の井より醴泉涌くと言ひ……

公の遭ふ所の謀逆は旧状に胡藍二党といふ。夫れ胡惟庸の不軌は洪武十三年に在り。藍玉は二十六年に在り、胡誅せられて後、詔して丞相を設けず、藍に至ること十四年なり。春に敢へて定めて胡を以て是と為し、以て旧碑の缺を補ひ、他日史官の考証に備へん。

胡惟庸の謀反の真相は、(同時代の)明初の人にはよく分からなかつたということができる。旧碑文の欠けたところにはなお疑問が残るが、なお、忠実な態度を失ってはいない。何孟春は自らを聰明なものとみなし、胡惟庸であると断じ、この後の史官は、『明太祖実録』にこのことは見えないけれども碑文を援用して確実な判決であるとし、王世貞以下、彭孫貽、飯田忠彦らにいたるまで、みなこのことを篤く信じ込み、誤りに誤りを重ねて、その結果、当然ながら行きづまり壁にぶつかって、時間的、空間的に不可能なことと事実上の矛盾をどうにも解釈できなくなってしまったのだ。錢謙益は『明太祖実録弁証』で繰り返し説いている。「雲奇の事件は国史・野史ともに何も考えるに値しない。嘉靖年中に朝廷は中人の願いによって加贈し、何孟春は中人の言によって碑を建てたのだ」と。いわゆる「中人」のことを潘樞章は高隆であると考えている。彼が言うには、

雲奇の事中官高隆等より起こる。相伝するに藍玉の時の事たりと。而るに何孟春従ひて之に附会し、玉の未だ丞相たらざるを以為ひ、故に又之を胡惟庸おもに移したらん。空を鑿さがちて鬼を説く、有識の者の道とせざる所。^[32]

潘樞章は、雲奇事件は邵榮三山門の謀反事件のことが重なって竄入して来ているのではないかと疑っているのである。彼が言うには、

然るに之を史に考ふれば、惟だ平章邵榮嘗て兵を三山門内に伏して兵を為

さんと欲し、上他道より還り、發するを得ず。墓碑の称する所と相類す。三山門は都城の西南にして旧内と相近く、上登城して眺め察すれば悉くは睹し難き也。豈に雲奇の三山門を守るは、訛して西華とならんや？或いは雲奇は冲蹕を以て死す。宋国興の変を告げ踵の至るや？事知るべからざるなく、史の闕文、其れ是ならんか？^[33]

3. 如瑠藏主の朝貢船

『明史』が記す如瑠藏主の朝貢船のこととは、明清の人の記述が頗る多い。日本人もその記述は多く中国の書籍から翻訳されたものであり、またわずかに派遣された使者が、征西將軍府のものなのか、それとも幕府のものなのかということはあっても、その事実そのものはひとしく一致して認めている。

胡惟庸が日本と通じたということに関する明清代の記述は、その主な事実は多く『明太祖実録』および『大誥』であり、『明史』と『明太祖実録』とは内容に少しの異同しかなく、ほぼ違いがない。文中ですらすらと書かれている供述をもとに叙述される胡惟庸の罪状は、「通倭投虜事」には、わずか二言三言しか書かれていません。

惟庸指揮林賢をして下海して倭軍を招き、期を約して来会せしむ。又、元臣封績を遣はし致書して元に臣と称し、兵を請ひて外応と為す。^[34]

胡惟庸が誅されて数日後、その罪状を宣布した言葉の中には未だに「通倭」の一字も言及されていません。つまり、

己亥、胡惟庸等既に誅に伏し、文武百官に上諭して曰はく、「……豈に奸臣國柄を窃み、法を柱げて賢を誣し、不軌の心を操り、奸欺の蔽を肆にし、嘉言衆舌を結び、朋比群を逞しくすと意はんや。政治を蠹害し、社稷を謀危するは、堤防の将に決せんとし、烈火の将に然らんとし、滔天燎原の勢有るに譬ふ。神の其の蠹を発するを頼み、皆な殄滅せん。……」^[35]

中書省を廃止する詔書の中にもただ法を曲げ政をかき乱したもろもろの罪に説きおよんでいるだけである。

癸卯，中書省を罷む。詔して曰く「……丞相汪廣洋・御史大夫陳寧昼夜淫昏し，酣歌して樂を肆まにし，各々職を率ゐず，廢興を座視す。以て胡惟庸の私に群小を構へ、^{いんせん}夤縁して奸と為り，或ひは法を枉げて以て罪を貽^{まきなひ}す。或ひは政を撓^{みだ}して以て賢を誣し，是に因りて発露し，人各々誅に伏す……」^[36]

16年後の太祖と劉三吾の話し合いの中でも，胡惟庸の罪状は，ただほしいままに権力財力を振りかざし，奢侈に身をやつすことしかない。

二十八年十一月上翰林学士劉三吾等に謂ひて曰はく「奸臣胡惟庸等擅まに威福を作し，謀りて不軌を為し，僭して黃羅の帳幔を用い，飾るに金龍風紋を以てす。遯きは逆賊藍玉，礼を越えて分を犯し，床帳護膝，皆な金龍を用い，又金爵を鑄て飲器と為し，家奴は数百に至る。馬坊廊房，悉く九五の間数を用ゐる。僭乱することかくの如くして，身を殺し家を亡ぼす。」と。^[37]

胡惟庸が誅されて七年後，はじめて颁布された『大誥』の中で，林賢に言及がある。

維に十九年十二月望（訳者注：十五日）皇帝三たび臣民に誥して曰はく「……帝若し前明州衛指揮賢私かに惟庸と通じ，倭舶を劫^{ひそ}し，放ちて倭に居らしめ，惟庸私かに男子を使ひして旺んに兵を借り，密かに賢を返し，賢将に人乱を輔けんとし，黔黎を寧らかにせず，誅は幼子に及び出づ。^[38]

洪武28年（1395年）9月に颁布された『皇明祖訓』の中に^[39]，ようやくはじめて正式に胡惟庸が日本と通じたことの記載が出てくる。その文には，

四方の諸夷皆な山を限り海を隔て一隅に僻在し、其の地を得るも以て供給するに足りず、其の民を得るも以て使令するに足りず、若し其れ自ら揣量せず、來たりて我が辺を撓さば、則ち彼不祥たり。彼既に中国の患たるのみならず、我が興兵の輕んじて犯すも、亦不祥也。吾後の世子孫の、中国の富強に倚りて、一時の戦功を貪り、故無く兵を興し、人命を致傷するは、切に記して不可とす。但し胡戎西北辺境と互相に密邇し、累世戦争す、必ず選ぶに練兵を將てし、時に謹んで之に備ふ。

今將に不征諸夷國の名を後に列す。

東北：朝鮮国

正東北に偏る：日本国（朝実に詐なりと雖も、暗に奸臣胡惟庸に通じ、不軌を為さんと謀り、故に之を絶つ。）

正南東に偏る：大琉球国・小琉球国

西南：安南国・真蠻国・暹羅国・占城国・蘇門答刺

西洋国：爪洼国・溢亨国・白花国・三弗齊国・浡尼国^[40]

『明史』「胡惟庸伝」のいうことを考えてみると、「(洪武)十九年十月林賢の獄成る。惟庸通倭の事始めて著る」のである。『明太祖実録』19年（1386年）10月の条にはこのことは載せられていない。胡惟庸の罪状のうち、日本と通じたことは、歴史の書物の文言として確認できるのは洪武19年(1386年)，その唯一の根拠は当時の官製の書籍『大誥三編』である。これによれば、洪武19年（1386年）以前には必ずしも日本と断絶したことがあったとはいはず、むしろ事実の上では相反するのである。『皇明祖訓』が成るのは、『大事紀』がいう所に拠れば、はじめて編集されたのは洪武2年(1369年)のことである^[41]。二回目は洪武6(1373年)年5月^[42]。三回目は洪武28年(1395年)9月で、重ねてその書名を『皇明祖訓』とした。編目はそのままだったが、その「箴戒」の章を、『皇明祖訓』の第一章とした^[43]。このことによって、最後に定められた本は洪武6年（1373年）の旧本で、もともとの「箴戒」の章を『皇明祖訓』のはじめにもってきただけであることが分かる。胡惟庸の謀反が破れるのは洪武13年

(1380年)正月であり、日本と通じていたことは洪武19年(1386年)10月に発覚するが、さきに洪武6年（1373年）に日本と断絶したこととが照應しなくなつてくる！細かく『皇明祖訓』の文意を推しきわめてみると、その大意は、子孫に対して国威を損なわないようにせよ、と訓戒し、日本も不征の国として列挙し、また海を隔てて隔絶しているので征服するのもたやすいことではない、といつてゐるに過ぎず、胡惟庸のことに関するでは、はじめは何の言及もない。おそらく、日本が「不征の国」に入れられたのは洪武6年（1373年）以前のことであり、洪武19年(1386年)から洪武28年(1395年)までのこの時期に、ようやく胡惟庸のことを付け加えその証左としたのであろう。後の歴史を読む人々は留意せずに、「不征の国」と胡惟庸の事を『皇明祖訓』に起因し前後して一緒に入れてしまい、混同してしまったので、因果関係があるというように誤解されたのであろう。胡惟庸の入獄の言葉と『大誥』の記載が曲折を経てこじつけられたために、胡惟庸が日本と通じて謀反を起こし、明朝廷もこれに基づいて日本と断交する、という数個の事項が信すべき記事（証拠が確実な判決）になってしまったのである。

『国朝列卿記（訳者注：雷礼著『国朝列卿紀』のことであろう）』に引く『明太祖実録』の原文は、明代に例を『明太祖実録』からとて修正を加えて完成させたあと、その原稿を焼き捨て、史館そのものを閉じてしまったので、部外者は見ることができなくなった。したがつて、後世の人の記述の大部分はみな『列卿記』というこの本に拠っているのだ。

『皇明祖訓』、『大誥』および『明实録』の中の記載は、朝廷から出ているので、のちの歴史家たちは、みな一致して信じ事実と考えている。鄭曉^[44]から郎瑛^[45]、章潢^[46]、鄧元錫^[47]、茅瑞征^[48]、茅元儀^[49]、陳仁錫^[50]、張復^[51]、葉向高^[52]、方孔炤^[53]、黃道周^[54]および『制御四夷典故』^[55]の諸書にいたるまで、一致して太祖の統治期間に日本と中国が断交したのは、如瑤の朝貢船事件のせいであると考えている。たとえば『蒼霞草』に次のようにある。

已に復た兵を貢艘中に納め逆臣故惟庸を助くるも、惟庸敗れ、事発し、上乃ち『祖訓』を著して後世に倭と通する母かれと示す。

『吾学編』、『制御四夷典故』『皇明世法錄』および『図書編』には次のようにある。

十五年帰廷用又來貢し、是において林賢の獄有り。曰はく故丞相胡惟庸私かに日本に通ずと、蓋し『祖訓』謂ふ所の日本朝實に詐なりと雖も暗に奸臣胡惟庸と通じ、謀りて不軌を為し、故に之を絶つ也。是の時惟庸死して且に三年にならんとす。十七年如瑠又來貢し、惟庸に通ずるに坐して、雲南守御に發す。

渡辺世祐の『室町時代史』(235ページ、注121を参照)にも次のようにある。

明に於いて胡惟庸一時反を謀り寧波の指揮官林賢をして援を征西將軍に請はしめしかば、鎮西府僧如瑠を使はし精兵四百余人を引率し入貢と称し赴かしめぬ。謀覚はれて、胡惟庸は誅に伏し林賢の獄起るや我邦に通ぜし事發覚し太祖大いに怒り爾後一時交通絶えたり。

何喬遠^[56]、鄭若曾^[57]、嚴從簡^[58]たちは、林賢と如瑠の朝貢船事件をくらべて詳しく述べ尽くしている。『名山藏』「王享伝」には次のようにある。

丞相胡惟庸罪を得て俱に誅し、諸倭と不軌を謀りて、金吾衛指揮林賢を倭に備へて明州に調ふるを奏す。陰かに宣使陳得中を遣はして賢に諭し日本に送りて出境せしめ、則ち誣指して寇を為して以て功と為す。賢惟庸の計を聴き、事覺り、惟庸伴りて賢の人心を失運するを奏して、倭中に謫居す。すでに惟庸賢を宥して復職するを請ひ、上之に従ふ。惟庸以て廬州人李旺を以て宣使に充てて賢を召し、且つ密書を以て日本王に奉じて精銳人を借りて用と為さんとし、王之を許す。賢還りて、王僧如瑠等精銳四百人余りを率ゐて來り、詐りて巨燭このころを献じ、燭中に火薬兵器を藏す。比 惟庸已に敗るるに至り、上猶ほ未だ賢の

惟庸に通ずるの状を悉さざるがごとく、四百余人を發して雲南を守御し……十五年惟庸の事覚はれ、上追つて惟庸に怒り、賢を誅して之を磔^{はりつけ}にす。是において日本を名付けて倭と曰ひ、詔を下して切に其の君臣を責め、其の過悪を天下に暴き、『祖訓』を著して之を絶つ。

この記述はまさに『大誥』とぴったりと合う。『籌海図編』もまたこの説を探り、誤って胡惟庸を枢密使と認識しており、王士騏に批判されている^[59]。そのうえ、先に洪武16年（1383年）に詔をもって日本と断交したと考えているので、洪武20年（1387年）に如瑠の事件が起ったことは、時代とそれぞれの書物に出入り（異同）がある。日本人研究者の辻善之助は、これに拠ったために、懷良親王はすでに4年前に死んでいるので、使いは「征西將軍府」が遣わした者ではないと考えるに足る証拠である^[60]、としている。書中に日本の使節が帰廷用だということを明示しているのは、何喬遠の欠落を補っている。

日本の使帰廷用入りて方物を貢じ、厚く回賜を賞し、明州備倭指揮林賢京に在りて隨駕し、時に枢密使胡惟庸と交通し、潛かに宣使陳得中を遣はし密かに与に謀を設け、帰廷用を將て誣して倭寇と為さしめ、賞賜を分用す。中書省其の罪を挙げて奏し、賢を日本に流す。洪武十六年詔して日本之貢を絶つ。賢流さること三年にして、逆臣胡惟庸暗に人を遣はして宣使に充て、私に日本に往来すること数回、^{すなは}就ち練精の兵四百を借り、僧如瑠と來りて巨燭を献じ、中に火薬兵器を藏し、意は乱を図る在り、帝大いに怒り、賢を市に磔にし、乃ち詔を降して其の君臣を責め、其の貢を絶つ。

『殊域周咨錄』をもとにすると、洪武13年（1380年）に如瑠の雲南守備のことがあったとすれば、林賢の事件は洪武20年（1387年）である。日本人研究者の飯田忠彦^[61]、荻野由之^[62]、辻善之助^[63]、栗田元次および木宮泰彦^[64]とドイツ人ジーポルト^[65]たちの書き記すものはたいてい以上の引用に拠っている。

李開先が書いたものは諸書とやや異なり、彼の編んだ『宋素卿伝』には次の

ようにある^[66]。

洪武年間より胡惟庸倭に通じ密かに謀りて寿燭を進らせ、刀箭を内蔵するにより、將夷銅甌を以て蒸死し、其の進貢を絶つ。

これは、彼が永楽3年(1405年)11月に日本の使者が自ら倭寇を押さえるとした記事^[67]と如瑠の朝貢船事件を一緒くたにして誤ったミスである。

以上、諸氏の記述はみな胡惟庸が林賢を日本に通謀させた事件、如瑠の偽りの朝貢船に属する。王世貞のような優れた歴史家が書いたものはこれとは異なっている。

日本の来貢使、私に惟庸に見え、乃ち約を其の王に為す。舟をして精兵千人を載せしめ、偽りて貢者と為し、期及んで府中に会し、力を掩して上に執り、取るべきを度り、之を取る。不可なれば、則ち庫物を掠して舸を泛べ就きては日本成約有り。^[68]

以下、続けて雲奇の事件を叙述し、この2つの事件の発生関連関係について述べる。彼は、別の叙述の中で次のように言う。

十三年丞相胡惟庸の謀叛、(日使をして) 精兵を貢船中に伏せしめ、計るに表裏を以て上に挟むも、即ち遂げず、庫物を掠して、風に乗って遁る。事露るに会して悉く誅し、僧使は陝西四川の各寺中に發する。訓示を後世に著して絶えて与に通ぜず。^[69]

また、(王世貞は)この事件を如瑠と関連させている。陳仁錫^[70]、朱国楨^[71]らはみなこの説を信じ、最終的な判決としている。やや後の谷応泰、夏燮らは両者の矛盾した説をともにとて採用し、もろもろの事柄を並べて最も完備した記録とした^[72]。

以上の諸氏の記述を読んだ後、最後に私たちとしては、当時の官製書籍のコアの部分を試掘し、いったいどんな史料が信じられるのか、またどんな史料が信じられないのかを試みよう。『大誥三編』は次のように言う。

前明州衛指揮林賢出海して倭を防ぎ、接いで日本使者帰廷用入りて方物を貢す。その指揮林賢移文して都府に赴き、都府転奏し、朕礼を以て送り来て京に至るを命ず。廷用王事既に畢り、朕厚く賞して歸らしめ、仍ほ指揮林賢に命じて東海に送出し、既に本国に帰る。期せざりき指揮林賢當に京に在りて隨駕すべき時、已に胡惟庸と交通し、党弊を結成せんとは。帰廷用の帰るに及び、惟庸宣使陳得中を遣はし密かに設計を与へ、林指揮をして廷用進貢の艤只を將て仮に倭寇の艤只を作り、失錯して打ち了り、朝廷の賞賜を分用し、却って仍ねて中書の申稟を移文し、惟庸併せて林指揮の過ちを奏し、朕指揮林賢を責め就ち日本に貶す。居ること三年、惟庸暗に廬州人を差して中書宣使李汪なる者に充てて私に日本に往きて取回し、就ち日本国王の兵を借り、仮に進貢來朝を作し、意は乱を作すに在り。其の来る者正使如瑤藏主左副使左門尉右副使右門尉、精兵の倭人の甲を帯せる者四百余名《倭僧は外に在り》，比^{ちかごろ}至り、胡惟庸已に誅戮せられ、其の日本の精兵、就ち雲南に發して守御せしむ。洪武十九年朕本人を將て法司に命じ造反の情由を問ひ出し、族誅し了るは当たり。ああ人臣の不忠なるものかくの如きや！^[73]

また、次のようにも言う。

其の指揮林賢年將に六旬にならんとし、又將に輔人の亂を為さんとし、黔黎の寧からざるを致し、在る所を傷つくる、豈に罪を天に得ざる人なる者ならんや！遂に十九年冬十月二十五日賢を將て京師大中橋において男子の出幼の者に及び皆之を誅し、妻妾は之を婢とす。^[74]

私たちは、この事件の内容そのものが信頼できるものかどうか、ひとまず推敲せずとも、明の太祖というこの一代の梶雄にして陰影に富んだ人物の話一表

面の言葉が信じられるものであるかどうかということ、その他の記述を比較しただけでも少なくとも以下のいくつかの点については明の太祖ないしは胡惟庸のいまだかつて考え及びもつかなかつたことである。その数点とは以下の通りである。

- (1) 巨大なろうそくと偽って献じ、そのなかに火薬・兵器を隠しあおいたという策謀の意味。
- (2) 日本の朝貢使節がひそかに胡惟庸に会って、千人を送り込んで謀反（人攫い人質）の手助けにすることを約したこと。
- (3) 時間の矛盾
- (4) 帰廷用が洪武15年（1382年）に再び朝貢をしてきたことが発覚したこと。
- (5) 林賢を「備倭明州」にするよう奏上したこと。
- (6) 3年前に、胡惟庸が初めて右丞相から左丞相に昇格したときはまさに皇帝の寵を得ていて却って誅殺されることを恐れていたこと。

4. 胡惟庸の罪状

洪武13年（1380年）正月に胡惟庸が誅殺されたときの罪状は次のようにある。

- (1) 劉基を毒殺したこと。
- (2) チャンパからの朝貢使を阻んだこと。
- (3) ひそかに文官に官職を解かれた婦女を与えたこと。
- (4) 法を曲げ、政をゆがめ、朋党とともに悪事をはたらいたこと。

劉基毒殺のことは、『明史』卷128の「劉基伝」に拠れば、次のようにある。

基の京に在りて病の時、惟庸医を以て來り、その薬を飲み、物の腹中に積もりて拳石のごとき有り。その後中丞涂節惟庸の逆謀を首げ、並びに其の基を毒して死に致らしむるを謂ふ。^[75]

『胡惟庸伝』によると、胡惟庸が劉基に毒を盛ったのは、実は太祖がさせたことである。

御史中丞劉基も亦嘗て其の短を言ひ、久しきして、基疾み、上惟庸を遣はして医を挟みて視るも、遂に毒を以て之に中る。^{あた}

『行状』の述べるところに拠れば、劉基は死ぬ直前に、毒を盛られたことを太祖に告げたが、太祖は取り合わなかった。

洪武八年正月、胡丞相惟庸医を以て來たりて疾を視、其の藥二服を飲めば、物の腹中に積もりて拳石のごとき有り。遂に上に白すも、上も亦た未だ之を省みざるなり。特に御制の文一通もって、使を遣はして馳駆して公を送りて郷へ還し、里居一月にして薨す。^[76]

つまり、史官が編纂した『明太祖実録』では、太祖が明らかに劉基が毒を盛られたことを知っていたともいう。

御史中丞涂節前誠意伯劉基の毒死せられ、廣洋の宜しく状を知るべきを言う。上廣洋に問ひ、廣洋對ふるに是の事無きを以てす。上頗る基の方に病める時、丞相胡惟庸医を挟みて往候し、因りて飲ましむるに毒薬をもってするを聞く。乃ち廣洋の欺罔にして、効忠國の為なる能わず、廢興を坐視するを責め……
^[77]

以上の諸記述から、『明史』「劉基伝」が述べるところを参考にすれば、胡惟庸は劉基との長きにわたる怨恨から、機会を利用して劉基を中傷し、太祖は劉基に疑念を抱くようになったことが分かる。胡惟庸が劉基に毒を盛ったことは確かに皇帝の命を受けたことであり、だからこそ、劉基が毒に冒されたあと、このさまを申し上げても、太祖も取り合わなかったのである。そのうえ、人

を遺わして劉基が死んだかどうかを確かめさせ、彼がもう死ぬことが必定と知ったとたんに、劉基を家に送り届けさせている。私たちは、汪廣洋の死は涂節の訴えるところとなり、胡惟庸に罪をかぶせたことも、劉基の死に関連していたと見るが、胡惟庸の罪状を発表した際には最初から最後までこのことについては触れなかつた。これを見て判断すると、「蓋せんと欲していよいよ彰らかなり」（巧みにごまかそうとしてかえって悪事がばれてしまったこと）となつた、と見ることができ、涂節が胡惟庸を訴えた理由も、胡惟庸が南京の東市で車夫を殺害したことと絡んでいて、まさにここにその根拠があつたのである。チャンパからの朝貢使節を阻んだことについて、『明史』は次のようにいう。

洪武十二年占城の貢使京に至る。中書省は時を以て奏せず。帝は切に丞相胡惟庸・汪廣洋を責め、二人遂に罪を獲たり。^[78]

『明太祖実録』はこのことについて、やや詳しく載せる。その文は次のようである。

十二年九月戊午〔25日〕、占城国王の阿答阿者、其の臣陽須文旦を遣はし、表及び象・馬・方物を貢す。中書の臣時を以て奏せず。内臣外に出るに因り、其の使者を見て以て聞し、上^{すみや}亟かに召見し、嘆きて曰く、「壅蔽の害、乃ち此に至るや!」因りて勅もて省臣を責めて曰く、「朕中国に居り、四夷を撫輯し、彼の四夷外国の至誠に來貢する者有らば、吾礼を以て之を待す。今占城方物を出貢して既に至り、爾宜しく時を以て告げ、礼もて其の使臣を進らすべきに、顧れば乃ち泛然として聞知する罔^まきが若し、宰相たるもの天子を輔けて帝命を出納し、四夷を懷柔する者の國より當に是の如かるべけんや!」と。丞相胡惟庸汪廣洋等皆な叩頭して謝罪す。^[79]

『明史』にいう。「洪武帝は怒り、臣下の責任を厳しく問うた。胡惟庸と汪廣洋は頓首して謝罪したが、その罪は礼部に問い合わせ、さらに礼部は中書に委ねた。

洪武帝はますます怒り、臣下どもを悉く捕らえ、主謀者は誰かということを厳しく詮議した。『高皇帝文集』卷7に載せる「向中書・礼部慢占城入貢第二勅」には次のようにある。

中書礼部に勅問し必ず証する所有るを罪せんことを欲す。古は法を犯す者あらば犯さるる者が之に当たる。此私罪なり。今は中書礼部皆な理として要所に出納するを道ふ。九月二十五日占城の入貢を漫にするの事有り。省部に向かい及び、互相に推調し、朕は聰明ならず、罪の帰着する無し。省部を囚し、概て縁由を窮する所以なり。若し罪果たして証する所有らば、前に仍て推調し、未だ釈免を得ず。

その趣旨はきわめて厳しいものであり、続いて涂節が胡惟庸の謀反を上申したが、この史料から胡惟庸は既に洪武12年（1379年）9月25日には下獄しており、12月になってさらに汪廣洋と妾の陳氏が亡くなり、再び司直の手で裁判が行われると、涂節は太祖に汪廣洋を殺そうとする意思があることを見抜いて、これに迎合したため、遂に翌年正月に胡惟庸は誅殺されてしまったのである。

庚午の詔書が指摘する「法を曲げて、徒党を組んだ」とは、『明史』が記すところに徴すべき記事がない。李善長の事件のあと数年してはじめて発覚し、このときには、あらかじめ知る由もなかった。おそらく、吳伯宗のことは、別にその本伝に見え、その内容は次のようである。

胡惟庸の事を用いるは、人の己に付くを欲するも、伯宗屈するを為さず。
惟庸之を銜み、事に坐して鳳陽に謫居せしむ。（吳伯宗は）上書して時政を論^{論ずカ}す。「胡惟庸専ら不法を恣まにすると言ふに因り、宜しく独り任すべからず。久しくして必ず国患と為らん。」と。辞は甚だ剣切なり。帝奏を得て召還し、衣鈔を給う。^[80]

つまり、呉伯宗は自ら事に連座して鳳陽（訳者注：安徽省、朱元璋の生まれ故郷）に配流されたが、いまだかつて「危険な災い」とはなっていなかった。劉崧のことは『高皇帝文集』卷7の「召前按察副使劉崧職禮部侍郎」に次のように見える。

奸臣法を弄び、志を肆^{ほしま}まに跳梁するは、卿違制の責に似たり。邇きものは權奸發露し、人各々誅に伏す。卿来れば、朕官に礼部侍郎を命ず。故^{ことさら}に茲に勅諭す。

徒党を組んだことは、当時の人の記述では『国初事蹟』の中に次のようなくだりがある。

楊憲御史中丞と為る。太祖嘗て曰く「楊憲は相位に居るべし。」李善長の大才無きを数言す。胡惟庸（李）善長に謂いて曰く、「楊憲が相と為り、我等淮人の大官と為るべからず。」と。（楊）憲汪廣洋の不公不法を劾するに因り、李善長大臣を排陥し、放肆して奸と為る等の事を奏す。太祖極刑を以て之を処す。

[81]

劉辰はかつて太祖の遠征を助け、実に当をえた見聞を記したものであり、比較的信じることが出来る。また、李善長・胡惟庸はともに淮（江南・河南～安徽）の人であり、胡惟庸のすすめで昇進した。また李善長もその引きで禄位を保つために、グループを組む計略をたてて、淮出身でないものを排斥したので、その勢いは至るところにはびこった。しかし、この史料の引用だけでは、単に胡惟庸が徒党を組んだことの証明にしかならない。『高皇帝文集』卷16の「跋夏珪長江万里図」の文中に、胡惟庸が賂を受け取ったときの言葉があるが、胡惟庸がどんなに指弾されようが、取るに足らないものに過ぎない。その文では次のように言う。

洪武十三年春正月奸臣胡惟庸の権奸発露し、司法官をして左右の小人を捕へて詢情究源せしめ、良や久しくして、人左丞の贓貪にして甚だ寡欲に非ざるを報ず。朕来る者に謂ひて曰はく、「果して何ぞ実にして以て贓貪を驗ぜんや。」と。^二対へて曰はく、「前に犯罪人某遷され、其れ左相猶ほ本人の山水図一軸を取り、名づけて『夏珪長江万里図』と曰ふがごとし。」と。朕猶ほ未だ信ぜざるがごとし。人を遣はして取るに驗を以てし、去きて時を越らずして至る。ああ、微物尚然り、贓を受けたること必なり。

胡惟庸の謀反を促した動機について、『明史』は次のように言う。

惟庸の子の馬に乗りて市において墮ちて車下に死し、惟庸殺挽車の者を殺すに会ひ、帝怒りて其の死を償ふを命ず。惟庸金帛を以て其の家に給するを請ふも、許さず。惟庸惧れて乃ち御史大夫陳寧中丞涂節等と起事を謀り、^{ひそか}陰に四方及び武臣に己に従はんことを告ぐ。

この文はすべて『明太祖実録』に拠っており、ほぼ次のようである。今、言葉をおぎなっておくと、次のようなである。

上日の朝、胡惟庸等の举措に異有り、之を怪しめば、^{あらわ}涂節事の覺るを恐れ、乃ち上に変を告ぐ。^[82]

以上の史料が述べるところに拠れば、胡惟庸が洪武12年（1379年）9月には下獄して取調べを受けていたため、『太祖実録』に記すように、太祖自身が朝堂で胡惟庸の举措をじかに見て気づくということは事実上不可能であったことが分かる。『憲章録』^[83]・『皇明法伝録』^[84]などの諸書はその矛盾によってこの記事を採録しておらず、『明史』はこれに拠っている。再び細心の注意を払って検討してみると、『明太祖実録』の事後の粉飾と『明史』諸書の小細工は信するに足らないばかりか、胡惟庸の子が死んだ記事もまた同じように敢え

て信ずるには足りないことがよく分かる。例えば、王世貞は、胡惟庸の獄が起きる前にいわゆる謀反を起こそうとする動機について次のように記す。

其の家人の奸利の事を為し、道閥榜もて閥吏を辱しめ、吏之を奏するに会ひ、上怒りて其の家人を殺し、切に責む。丞相知らざるを謝して乃ち已む。

又、中書の違慢を以て、^{しばし}數ば由る所を詰問す。惟庸惧れて乃ち計りて曰はく、「主上歎旧の臣魚肉にす。何ぞ我に有らんや。死等つのみならば、^{まし}寧ろ先づ發し、人束と為りて、寂寂に死する母れ。」^[85]

同様なことは、同じ事件についての叙述にあり、しかも同じ筆法を用いている。だが、述べるところは却って全く一致しないのである。一つは胡惟庸の子の死であり、一つは胡惟庸の家族の誅殺の件である。この2つの異なる記述は、2つの相異なる情報源からきていることがはっきりとわかり、これから、胡惟庸の事件は明の嘉靖以前にはいかに混乱と矛盾に満ちたものであったかが見て取れるのである。

『高皇帝文集』卷7に「諭丞相枉序斑勅」がある。いわゆる「丞相」とは胡惟庸の言葉を指すが、勅の意味を細かく推量していくと、これもただその責任は刑罰には当たらないといっているだけである。その勅には、次のようにある。

伝して曰はく、「刑罰中らざれば、則ち民の手足を措く所無し。今日序斑奏するに、昨晩一使の山西より至り、一使の太倉より省に來たる。引き進みて將に至りて姓名を与へ、かつ郎中只だ此の處に丞相の提奏引見するを候てと曰はんとし、已みて終に見ず、郎中復た喚び、是に敢えて引見せず、是れ丞相怪責する有り、分訴に由らず、刑は二十にして膚間に及ぶ。甚だ之を枉ぐ。序斑に因りて枉を奏し、試しに之を釈せば、若し上者の為に人をして其の事を正して後に罪人行わざれば、此れ果たして刑罰に中るや。」

要するに、以上の史料のなかからは、「謀反」や「日本と通じる」「北方勢力

と結ぶ」などという具体的な記述を探し出せないのである。これはまさに一つの「物語」なのであって、時代が後になればなるほど「物語」の輪郭はより大きくなり、内容もより充実するのである。洪武23年（1390年）も後になると、「胡惟庸の謀反」はもう変えることの出来ないお定まりの事件になってしまい、きちんとしたつじつまもしつらえられてしまったのである。錢謙益が引く『昭示奸党三錄』には次のようにある。

洪武八年より以降、惟庸は諸公侯と日を約して変を為し、殆ど虛月無く、或る候上早朝せば、則ち惟庸入内し、諸公侯各々四門を守り、或る候上臨幸せば、則ち惟庸扈從し、諸公侯信地を分守し、皆な惟庸の調遣するを聴候し、期約して事を挙ぐ。其の間或ひは車駕の出ざるを以て罷み、或ひは宿衛の厳密なるを以て、事を挙ぐる能はずして罷み、皆惟庸密かに人を遣はして散ざるを麾き、約して再挙せしむ。五年の内、期会は無慮二百余り。^[86]

「太祖本紀」を検討してみると、胡惟庸は洪武6年（1373年）7月壬子に右丞相に任じ、洪武10年（1377年）9月辛丑に左丞相に上った^[87]。そのとき、まさに胡惟庸は皇帝の恩寵を一身に蒙り、太祖の信任を得ていた。『高皇帝文集』2に載せたときの「命丞相大夫詔」には次のように言う。「朕天下を平らぐる始め、数ば更に輔弼し、蓋し識見浅薄にして任ずるに其の人に非す。前丞相汪廣洋畏懦迂滑にして、其の申冤理枉、略そ留意せず、公務失勤を以て、^{しりぞ}黜けられて嶺南広省參政と為る。其の施する所を観、其の自省を察するに、今中書久しく丞相を闕き、御史台も亦大夫を闕き、古を揆りて今を稽うるに、誠に曠典たり。特に、左丞相胡惟庸に命じて中書右丞相と為し、中丞陳寧もって右御史大夫と為す。且つ惟庸寧と廣洋より去りて後、一人省台を署し、誠に^{したが}協ひて匡濟し、直を挙げて枉を措き、精勤して怠らず、故に任ずるに斯の職を以てす。臣民に播告せよ。」『奸党錄』のいうところに拠れば、『明太祖實錄』が記す胡惟庸のさまざまな謀反の動機は全くの絵空事であるばかりか、明の時代の人々のいうことは、これによってその立脚点を失っているのである。なぜ

なら、かりに胡惟庸がその謀反のたくらみを蓄えていたとしても、その行動は早くても誅殺される5年のことであり、何度も試しても失敗するのだから、後の史官が文を曲げてまで事実を隠蔽する必要があるのだろうか。『奸党三録』のいうところでは「五年の内、おおよそ変を為すを期会するは無慮二百余次。」同じことが一字も著されていない！どうして『明史』や『弇州別集』などの諸書は、ほとんど、「祥瑞をもって自ら異謀あるを喜ぶ」「費聚陸・仲亨をして軍馬を収集せしむ」「亡命（訳者注：命知らずのならず者の意）を収集す」「倭と通じ、虜と好を通す」「責を被り、たばかりて事を起こす」などのまぎらわしい刑法上のいわゆる「意図（犯意）」の記載ばかりなのだろうか。しかも、そのほとんどは未遂行為にすぎないのだ！

『明太祖実録』は李善長の獄のことを記すが、もっともあいまいで支離滅裂であり、一見して捏造であることが分かる。およそ、その謀反の事情を記すのだが、すべて当時の獄辞を援用して書かれていて信用するに足りず、さらに研究には値しない。しかも、その叙するところと『昭示奸党錄』が並べる李善長のもろもろの自白を比較してみてもいまだに真実は明らかにはならないのである^[88]。『明太祖実録』には次のようにある。

太僕寺丞李存義なる者、善長の弟、惟庸の婿父なり。親故を以て惟庸の家に往来す。惟庸存義をして陰かに善長と共に起つを説かしむ。善長驚悸して曰はく、「爾の言何をか為さん！若し爾らば、九族皆な滅びん。」存義誤りて去り、往きて惟庸に告ぐ。惟庸善長の素より貪にして利を以て動くを知る。後れること十余日、又存義をして以て善長に告げしめ、且つ事若し成らば、當に淮西の地を公に封じて王と為すべきを言ふ。善長才能有りと雖も然るに本より文吏の計深巧にして併りて許さざるを驚く。然るに心は頗る以て然りと為し、又淮西の地を以て王たりて已むを見れば、終に富貴を失はず、且つ居中に觀望して子孫の後計と為さんと欲し、乃ち嘆息して曰く、「我老いたり。爾らの為す所に由らん。」と。存義還て告げ、惟庸喜ぶ。因りて善長を過ぎ、善長延べ入りて、惟庸西面して坐す。善長は東面して坐す。左右を屏ざして款語すること良

や久しくして人聞くを得ず，但だ遙かに額首を見るのみ。惟庸欣然として就ちに辞出し，指揮林賢をして下海して倭を招き期を約して来会せしめ，又，元臣を使わして封続致書して元に臣と称せしめ，兵を請ひて外応を為す。^[89]

『明史』は，別に明当時の人々が書いたものに拠って，李善長は古くからの旧友楊文裕を王に封じると認識し説いている^[90]。その無実の罪には，とくに解縉が代筆した王国の上奏文を用いて読み解いてみるとはっきりする^[91]。錢謙益は当時の自白状の言葉に拠りつつ，次のように言う。

洪武十年九月惟庸逆謀を以て李存義に告げ，陰かに善長に説かしむるも，未だ其の要領を得ず。乃ち其の旧人楊文裕をして淮西の地を以て王に封ぜしめ，是の年十一月，惟庸親^{みゆか}ら往きて善長に説くも，善長^{しそよ}趨して許さず，即ち国史記す所の惟庸西面して坐し善長東面して坐するは是なり。然るに此の時善長未だ許さず，十二年八月に至り，存義再三往きて説き，善長始めて「我老いたり。你毎に自ら做せ」の語あり。^[92]

以上2つの史料文の矛盾のなかで最も顕著なのは時間の問題である。『明太祖実録』は，胡惟庸は何度も李善長に説得を試みて，その賛同を得た後はじめて日本と通じることと，北方勢力と好を通じるという2つのことを進めたとするが，『太祖実録弁証』は，当時の口述をもとに洪武12年（1379年）8月のことだと判断している。胡惟庸が誅殺されたのは翌年正月のことだから，はかりごとが定まってわずかに5ヶ月しかたっていない間のことである。胡惟庸が下獄したのは9月だから，はかりごとが定まってからわずかに一ヶ月である。『明史』・『日本伝』・『名山藏』・『王享記』・『籌海図編』などの記載は，まず胡惟庸が林賢を「明州衛指揮」にし，そのあと林賢の罪を偽って上奏し，日本に流罪にしその君臣と交流させふたたびその罪を許して復職させ，李旺をつかって林賢を召し返し，さらに密書を出して日本国王に対して精銳の兵を借り受けるように上奏した，とする。そのあとに，如瑤蔵主の朝貢船事件が起こるのであ

る。林賢が日本に滞在した期間について、『大誥三編』と『籌海図編』はみな3年とする。林賢の帰国は洪武16年（1383年）とするが、これは当然のことながら信じるに足りない。（鄭若曾は、胡惟庸の卒年さえはつきりとさせず、洪武20年（1387年）のことだろうと考えている）けれども、どう考えてみても、この時代の航海の事情に照らしてみて、一往復は1ヶ月～2ヶ月はかからずに出発するはずである。雷礼は如瑠がはじめて中国にやってきたときの日にちを洪武14年（1381年）7月戊戌のことだとするが^[98]、これはまさに胡惟庸がこと敗れて一年あとのことであり、あまりにもうまく合いすぎている。だが、私たちが注意しなければならないのは、胡惟庸が果たして死んだあと人を派遣して林賢を召し返すことができるかということであり、はかりごとを定めることと誅殺される5ヶ月の間に少なくとも3年以上の時間を入れて初めて事を成しえたという事実が果たして可能なのかということである。日本と通じたということが発覚した年月について『明史』がいうのは洪武19年（1386年）10月であるが、当時の官製書籍『大誥』以外は私たちが何度も紐解いた『明太祖実錄』にさえもこの記載を見つけ出すことが出来ないのである。錢謙益が引く胡惟庸グループの供述もこのことには触れていない。同時に、日本側も、中国史料を引く以外は如瑠の使節がいったいいかなる事実であったのかということについて書き記さない。甚だしきに至っては、日中双方のわずかな史料の中から、あるものは日本の使節と派遣されたものそれ自体に無数の異論がある。これはいったいどんな理由があるのだろうか？きわめてはつきりしているのは、この種の不当なことは人が注意する時間の問題であり、事実そのものが故意に捏造されたり牽強付会されたりして事後に編み出され、ただに濡れ衣をかぶせて人を罪に陥れることを意図しているからであり、そのため、時間的な矛盾を考えることが出来なくなっていることである。さらに、牽強付会してこしらえた「物語」が明朝廷が頒布した『大誥』に見え、多くの人々が敢えて疑わなかつたので、諸記録に載り、誤りに誤りを重ねて、遂には動かしがたい「お約束の」事件になってしまったのである。

胡惟庸が外国勢力とひそかに通じた件の第二は北方勢力との通交である。

『明史』は次のように言う。

もと元の臣封統致書して元の嗣君に臣と称し、兵を請うて外応を為す。(中略)二十一年藍玉沙漠に征し、封績を獲ふるも、善長以て奏せず。二十三年五月に事發し、績を捕ふるの下吏、其の状を訊ね得て、逆謀大ひに著はる。

『李善長伝』も次のように言う。

将軍藍玉塞を出て捕魚兒海に至り、^{ブイル・ノール}惟庸沙漠に通ずるの使者封績を獲ふ。善長匿ひて以て聞せず。

これをついで、王世貞^[94]・朱国楨^[95]などが書いたものは、ほぼこれに拠つて封績を元の臣下あるいは元の遺臣としている。これらの記述の根拠はいずれもおおいにいきさつがあるのである。『明太祖実録』は次のように記す。

封績は河南の人、^{もと}故元臣の來帰して、之を官に命ずるも、受けず、郷に還らしむるも又去らず、謫して辺を戍る。^{まち}故に惟庸等の遺書之を遣はす。惟庸誅せられ、績惧れて敢へて帰らず、藍玉捕魚兒海に績を獲るも、善長匿ひて以て奏せず。

『昭示奸党錄』に載せる封績の供述を考えてみる。

封績の招に云はく「績は常州府武進県人に係る。幼くは神童に係る。大軍常州を破り時に百戸に擧せられ小廝なまことなり、柴拾使喚す。長ずるに及び、千戸績の聰明なるを見る有りて、招きて女婿と為す。後に妻家と和せず、告発せられて海南に往きて住まる。胡・陳の權を擅まにするを見るにより、実封もて其の非を言ふ。時に中書省凡そ実封の京に到るあれば、必ず先に開視し、其の己

の非に言及する有れば即ち匿して發せず，仍ねてその人を誣罪す。胡丞相績の言ふ所の己に關あるを見て，匿して以聞せず，詐りて聖旨を伝え，績を提へて京に赴き，刑部に送りて鞠問して死に坐す。胡丞相人を著けて問説するに，你今當に死すべし。若し北辺に去きて一たび遭はば，便ち你を饒したらん。績ゆる応に允すべくして，胡丞相宣使を差して送りて寧夏の耿指揮・居指揮・于指揮・王指揮等の処に往かしめ，耿指揮千戸張林・鎮撫張虎・李用を差して転寄せしめて亦乃の地面に集め，行きて中途に至り，達達人愛族の保哥等就ち馬騎を与え，引きて火林に至り，唐兀不花丞相に見え，唐兀不花兒子の庄家をして送りて哈刺章蛮子の処に送り，胡丞相の消息を以て備細説与す。著らかに兵を発して辺を擾す。我京城の軍馬を將て發し出去するを奏し了へり。我裏面の好き做事なり。」

『国史考異』二に引く「庚午記書」も次のように言う。

（都督）于穀頭の男なり。先に寧夏に在りて指揮に任せし時，胡・陳の分付を聴き，囚軍の封績遞送して京を出，草地裏に往きて消息を通知す。後に大軍胡營を克破し，績を獲て究問す。二人の反情是に由り發覺す。

『明太祖実録』・『明史』・『弇州別集』・『開國臣伝』および明代のさまざまな記録家，たとえば，黃金^[96]・陳仁錫^[97]・何喬遠・雷礼などの主張するところは一つとして合致することがない。これで，封績が元の臣下でないこと，河南の人でもないこと，胡惟庸とも親交があったわけではないことばかりでなく，李善長とも徹頭徹尾交渉がなかったことも知られるのである。

以上の正史および野史の諸記事はいずれも一つとして信じられるものがなく，これまで引用した封績の供述もまた根拠があるわけでもないうえに，明代の兵制は初期に兵力を首都に集中させてはおらず，縁辺の要所や内陸の枢要な地区に衛所を設置し鎮を分立させたが，明初には北辺の防衛をもっとも重視したので，燕王・朱棣が北辺を守り，大軍を率いてみずから九つの辺境を明代一代は

北方民族を防ぐための重鎮となつた。有事の際には、はじめは南京の首都軍を動員することをしなかつた。もし、本当に封績を元に使いさせ、胡惟庸自身が「軍国大政」に任じたということがあったならば、かえつてこのような根拠のない道を逸脱した話から出ていることをいっているのであり、全く道理の通らないことになろう！

以上の引証から、「通倭」「通虜」はいずれも「絵空事」であることが分かる。以上の文は以前に説いたことがあるが、胡惟庸事件はまさに伝説中の「物語」のようなものであり、時間がたつにつれて「物語」の範囲がどんどん拡大したものである。この原則に立って、胡惟庸がひそかに外国勢力と通じたというこの捏造された「物語」の範囲が拡大していることを再検討してみよう。

時代が比較的古い記述の中では、胡惟庸がひそかに外国勢力と通じた範囲は、わずかに明代一代において頭痛の種であった「北虜南倭」に限定されている。やや後のものには「三仏斎」（ザーバジュ（訳者注：Zabaj, ジョルジュ・セデス以来，長く「三仏斎」は「シュリービジャヤ」という一つの国と認識されてきたが、近年の研究では、これが否定されている。マレー半島のケダー、スマトラ島のアチエからマラッカ海峡を経て同島のパレンバンを含めた諸港市全体、ないしは朝貢諸国を指し、アラビア語史料にあらわれるザーバジュZabajのこと、という説が有力になってきている。深見1987など）が加わり、もっと後には「ト龍吉爾」（ブルンギ（ブル（訳者注：Bu lun gerは、青海省の部族チベット系か。佐藤1973）が加わり、ついには最後に「高麗」（朝鮮）が加わった。

『明太祖実録』洪武30年（1379年）中には、胡惟庸が「三仏斎」と通じたことを載せる。

三十年、礼部諸番国使臣客旅の通ぜざるを奏す。上曰く「……近ごろ安南・占城……西洋・邦喀刺等凡そ三十国、胡惟庸の謀乱を以て三仏斎乃ち間諜を生じ、我が使臣を給して彼にいたらしむ。爪哇国王其の事を聞知し、三仏斎を戒飭し、礼送して還朝せしむ。是の後使臣商旅阻絶し、諸国王の意、遂爾通ぜず。」

是において、礼部暹羅王に咨して曰く、「……我が町混一の初め、海外諸番來庭せざるなし。豈に意はんや胡惟庸造逆して、三仏斎と通じ、乃ち間諜を生じ、我が信使に給し、肆に巧詐を行ひ……爪哇に転達し、大義を以て三仏斎に告げしむべし。三仏斎原より爪哇の統属に係り、其の言彼必ず信じ、或ひは能ぐ過を改め善に従へば、則ち諸国と咸く禮遇の初めの如きこと、自ら疑ふ勿き也。」^[98]

永楽5年（1407年）の陝西の官吏への詔勅には、「ト寵吉爾」^{ブルンギル}と通じたことがある。

八月陝西都行都司に勅し都司都指揮陳敬等及び巡按監察御史、外交を禁止す。

上曰く「臣に外交無きこと、古より明戒有り、太祖皇帝此の禁を申明すること、最も厳切たり。胡惟庸の私にト寵吉爾、日本等の処に往きて、禍は身家に及ぶの如きは、天下後世、曉然として知る也……」^[99]

高岱は太祖朝のこととして記し、胡惟庸は朝鮮とも関係があったと、次のように言う。

十七年甲子三月上高麗使の來たりて臣礼に遵はず、賄ひを以て逆臣胡惟庸と結び、事覺はれ、其の使を遣はして還す。以て遼東守將唐勝宗・葉昇に勅諭し、高麗を絶ち、使命を通ずる勿らしむ。^[100]

このように、胡惟庸がひそかに外国勢力と通じたことは、東は日本・朝鮮半島と、西はブルンギルと、南はシュリービジャヤと、北は砂漠（訳者注：北元か）と、それぞれ通じており、東西南北の外国勢力で胡惟庸の反逆と関係を生じないものはないのである。

5，明代初期の倭寇と日中交渉

如瑠の朝貢船事件は、その記載が諸説紛糾で多くは信用できない。その矛盾の最も顕著なものを挙げると、使節の派遣者が、征夷大將軍の源（足利）義満だとするのか、それとも征西將軍の懷良親王（1329年～83年）とするのかということである。明の鄭曉^[101]・雷礼^[102]・章潢^[103]・何喬遠^[104]・李言恭^[105]・陳仁錫^[106]・王士騏^[107]・鄧元錫^[108]・茅瑞征^[109]・嚴從簡^[110]・方孔炤^[111]らの如きは、みな胡惟庸の反逆を助けようとしたのは、懷良親王だと考えている。茅元儀・葉向高らは、如瑠を中国に派遣してきたのは、征夷大將軍だと考えている。『日本考』は次のように記す。

十三年再び貢するも表無く、其の征夷將軍源義満の丞相に奉ずる所の書を以て來たり、書の倨ること甚だしく、命じて其の使ひを錮ぐ。明年復た貢し、礼臣に命じて檄を為し、數めて之を却く。已に復た兵を貢艘中に納め逆臣胡惟庸を助く。惟庸敗れて、事発はれ、上乃ち『祖訓』を著して後世に示し、倭と通ずる母からしむ。^[112]（訳者注：史料中の「征夷將軍」は征夷大將軍のことであろう）

ここでは朝貢船が来たのは14年後としていて、時はすでに胡惟庸が亡くなつた2年後である。葉向高の記述は全く同様である^[113]。日本人の松下見林はこの説を探り、次のように記す。

明太祖日本征夷大將軍に答へて曰く「前に書を我が朝丞相に奉る。」丞相は胡惟庸を謂ふ也。又『武備志』に曰く「征夷將軍源義満丞相に奉ずる書來たり、已に復た兵を貢艘中に納めて胡惟庸を助く。」此を觀ば則ち義満胡惟庸を助くる者也。^[114]

荻野由之はこれに反対し、如瑠は征西將軍が派遣したことを肯定している^[115]。ジーボルトは、とくに懷良遣使にはこだわっておらず、さらにその遣使

の時期も元中元年（洪武17年＝1384年）としており、次のように述べる。

胡の謀図発覚して三族を誅せられ。如瑠は知らずして明に入りし故捕へられて雲南に流され数年の後に宥されて帰朝せり^[116]。

如瑠：吳晗は「如瑠」は誤植であり、如瑤のことだとしている。

小林博氏もまたおもに、この陰謀が発覚した時期は弘和2・3年の間（明の洪武15・16年、1382年～1383年）であると記している^[117]。辻善之助はといえば、誤って『籌海図編』の記述に立脚して如瑠の朝貢船は洪武20年（1387年）のこととして、次のように断じている。

当時は懷良親王の薨後、四年を経、良成親王は在したけれども、到底海外出兵などといふ余裕は無い。恐らく、これは辺陲の倭寇の首魁の如きものであらうと思はれる。^[118]

辻は、懷良親王の卒年（1383年）を知っていたので、その朝貢船は懷良親王の遣わしたものではないと断じているのだが、と同時に、辻は、胡惟庸が亡くなつてすでに8年になるということも忘れ去っている。このことは、いつたいどうしたら胡惟庸と関連が生じるというのであろうか。木宮泰彦もまた洪武20年説を主張し、さらに、懷良親王が使節を遣わしたに違いないという。彼は次のように言う。

こゝにいふ日本国王は懷良親王を指したものであることは、明史の記事を通して読すれば、自ら了解せられる。そしてこの事件は我が国の史書には見えないが、如瑠は弘和元年にも親王の使者として、明に抵つたことのある僧であり、當時親王の明に対する強硬なる態度や弘安以来養はれて来た我が国人の冒險的な気風から推すに、極めてあり得べきことのやうに思はれる。^[119]

その所説は全くの想像に基づくものであり、「空中の楼閣」にすぎず、信を置ぐに足りない。

別の視角からの各人の記述も諸説紛々としており、一つとして満足なものがない。例えば、如瑠の朝貢船が収容していた兵員もあるものは400人（『名山藏』・『明史』など）といい、あるものは千人（『弇州別集』・『獻征錄』など）という。日本と通じる経緯についても、あるものは林賢を日本に遣わして約束したと認識し（『明史』）、あるものは日本の朝貢使節が来たときにひそかに約束した（『弇州別集』）と考えている。林賢の獄中での供述はあるいは洪武19年（1386年）10月（『明史』）であると考えるものもあれば、洪武15年（1382年）（『皇明書』・『制御四夷典故』・『皇明世法錄』）と考えるものもあるし、洪武20年（1387年）（『殊域周咨錄』）とするものもある。如瑠が最後に中国にやってきた年次も、あるものは洪武17年（1384年）（『皇明書』）というし、あるものは洪武19年（1386年）（『大政記』）というと、あるものは洪武20年（1387年）（『籌海図編』）とする。如瑠が最後に中国にやってきて足跡を記した地域も、陝西だ（『明史紀事本末』）とするものもあり、雲南だ（『名山藏』・『殊域周咨錄』）とするものもあり、また川陝だ（『日本国志』）とするものもある。如瑠が率いた精兵はすべて殺害されたとする（『獻征錄』・『明史紀事本末』）ものもあれば、ことごとく雲南の守備に回された（『皇明書』・『名山藏』）とするものもある。諸説が入り乱れ矛盾がさまざままで、10本の指では足りない。

如瑠の朝貢船の事件は『日本国史』（訳者注：日本側史料の意か）では証しとするに足るところがないうえに、中国側の書籍が記すところもまたこのように荒唐無稽なのである。これからも、この事件はもともと「絵空事」であり、如瑠という人物が本当に実在したとしても、一介のごく普通の使僧か、商人にすぎず、胡惟庸グループの事件とは全く関係がないことが分かろう。

従来、日中双方の記述は、いずれも明代初めの国交断絶の原因を如瑠の朝貢船の事件であるとしてきた。以上の論述は如瑠の朝貢船の事件が「絵空事」であることに論及してきた。以下、日中の初期の交渉過程について試論を行い、

国交断絶の前後の情勢を説き、その情勢のなかには如瑤の朝貢船の事件を含みこむ可能性がなかったことを反証していきたい。

明代初めの日中双方の外交関係を発生させる原因是、中国側では、倭寇の出没のためにその禁圧を求める事であり、日本側では、全く経済関係に基づくことであったということが出来る。

『明史』は次のように言う。

明興りて、高皇帝即位し、方国珍・張士誠相繼いで誅服し、諸豪亡命して、往往にして島人を糾めて山東浜海の州県に入寇す。^[120]

日本は、平安末から綱紀(マ)が大いに乱れ、瀬戸内海で海賊が横行したが、鎌倉時代になってもおさまらなかった。南北朝内乱のころには、その勢いはますますたくましくなった。伊予の住人・村上三郎衛門義弘は、近海の海賊を統一し、その首魁となつたが、義弘の死後、北畠顯家の子・師清の代に海賊の首魁となり、そのグループを率いて略奪を事とするようになった^[121]。海賊となるものは、薩摩・肥後・長門の3州のものがもっとも多く、次に、大隅・筑前・博多・日向・播磨・摂津（訳者注：原文は「摂摩・津州」を作る）・紀伊・種子島のもの、そして、豊前・豊後・和泉のものもいた。概して、薩摩に商売に行ってその同乗者が或いは朝貢船とか、商船として中国にやってきていた^[122]。風の吹くままに船を動かし、南は廣東、北は遼陽にいたり、その毒に冒されないものはなかつた^[123]。こうして、海防問題は明代の政治上の大問題になり、衛所を設け、城塞を築き、海の「倭人」をパトロールし、東南の警備に奔命したのである^[124]。

明朝が倭寇の問題を解決しようとするならば、3つの方法しかなかつた。上策は、全国の兵力を挙げて日本を武力で併呑し藩属させれば、倭寇の害は自然と除かれた。中策は、恩恵を与えて繋ぎとめるやりかたで、小さな恩恵を示し、貿易を許し、その国人を縛ることをお互いの条件とすることであつた。下策は、軍事行動にも出ず、かといって受容もせず、「鎖国」政策を取ることであつた。

海防に努め、人が入ってくるのを禁止するのである。この3つの方法のうち、最も実現が難しいのが下策である。なぜなら、中国の海岸線はのべ2万里になり、倭寇はどこからでも侵入することが出来、中国はかえってどこにでも防衛設備を整えられるだけの財力も兵力もなかった。もし、可能だったとしても、兵力があまりにも手薄になれば、役には立たない。上策にもまた困難を感じる。というのも、中国は大陸国であり強大な海軍はなく、この屈強な島国を征服しようとしても、そう簡単にはいかない。そのうえ、過去の隋代・元代2つの王朝の歴史の教訓をもとにすれば、軽々しくこうした大きな危険を冒すわけにはいかなかつた。元の呉萊はかつて『倭を論ず』という文章を書き、くりかえし日本を攻撃することの無益と大海の地理的懸隔、日本を征服することは不可能であることを説いている。呉は、日本に使いを送って諭し、外交的手腕で倭寇問題を解決すべきであると建議している^[125]。この文章は、明代の対日政策に影響し、明の太祖はほぼ全面的に呉の元朝に対する勧告と建議を受け入れて、きっぱりと上策を捨て去り、日本を15の「不征の国」の一つに入れて、『皇明祖訓』に著したのである。

けれども、ひとつの国家が統治権能を行使できるようになるには、まず解決しなければならない問題は、その国家の統一である。不幸なことにこの時期、日本国内は、南北朝の分裂・対立の局面に陥っており、政治上の代表的な人物は、北朝では征夷大將軍の源（足利）義満、南朝では征西將軍の懷良親王であつた。北朝は中国との通商を望み、財政上の困難を解決したかったが、南朝は却つて倭寇を有利なものとし、さらに政治上の地位関係の上で言えば、北朝と明の間には何の外交関係も結ばせようともしなかつた。そのために明朝廷では、幾度かの努力を重ねたものの、ついに何の効果もなかつた。結局、下策を取らざるを得なくなってしまい、「鎖国」政策をとったのである。

初めての倭寇問題に関する交渉は、全く威嚇の性質を帯び、洪武2年（1369年）3月、明朝廷は呉用・顏宗魯・楊載・呉文華を日本に遣わした。「征西府」に対して倭寇の責任を責める詔書では次のように言う。

……このころ山東来奏し、倭兵數ば海辺を寇し、人の妻子を生離し、物命を損害し、故に書を修めて特に正統の事を報じ、兼ねて越海の由を諭す。詔書到るの日、臣の如く表を奉じて來庭するも、臣たらざれば則ち兵を修めて自ら固め、永く境土を安んじ、以て天休を永くせん。如し必ず寇盜を為さば、朕當に舟師に命じて帆を諸島に揚げ、其の徒を捕絶し、直に其の國に抵りて其の王を縛し、豈に天に代わりて不仁の者を罰せざらんや！惟だ王之を図れ。^[126]

懷良親王の答えは、明の使節5人を殺し、楊載・呉文華の2名を拘留し、3カ月後になってようやく帰国させたのである。^[127]

洪武3年（1370年）3月、再び、第2回目の交渉では、萊州府同知・趙秩を説諭に向かわせ、婉曲な勧誘の中にも威嚇の意図を籠めた。その詔書では次のように言う。

……蠢爾せる倭夷、海浜に出没して寇をなし、已に嘗て人を遣はして往問するも、久しく述べて答えず。朕王使の故に我が民を擾すを疑ひ、今中国奠安にして猛将の武を用いるの地無く、智士の其の謀を施すの所無し。二十年鏖戰^{おうせん}せる精銳の飽食すること終日なり。食を投げて超距し、方將に巨舟を整飾し、爾の邦を罪するを致さんとす。俄かに寇せらるる者の來歸するを聞き、初めて前日の寇を知る。王の意に非ずば、乃ち有司に命じて暫造舟の役を停めん。

嗚呼！朕中国の主たり。此皆天造地設、華夷の分たり。朕若し前王に効ひ甲兵の衆き、謀士の多きを恃み、遠く江海を涉り、以て遠夷安靖之民を禍ひするは、上帝の托する所に非ず、また人事の然らず。或ひは乃ち外夷小邦故に天道に逆らひ、自ら分に安んぜず、時に來たりて寇擾す。此れ必ず神人共に怒り、天理の容れ難く、征討の師、弦を控へて以て待たん。果たして能く心を革め命に順ひ、共に保ちて平を承くるは、亦美しからざらんや！……^[128]

一方で、以前に日本に使いした楊載が、捕えられた日本の海賊・僧侶15人を送還し、恩恵を示すやり方で、日本が自主的倭寇を禁止するようにしようとした^[129]。このたびの交渉は、どうやらかなりの成功を挙げられたようである。

洪武4年（1371年）10月、懷良親王はその臣下である僧祖来を遣わし、表をささげ方物を貢ぎ、合わせて9人の僧侶とともに来朝した。また、明州・台州で捕虜となった男女70人余りを送還してきた^[130]。

日本の使節・祖来が南京に到着した後、明朝廷は、彼に対して何度も問答を行い、日本の国内が分裂していること、懷良親王は日本国王ではないこと、以前の数度の交渉では不幸なことにその相手を間違えていたことを、初めてはつきりと悟ったのである^[131]。

明朝廷は、ここで方針を転換し、北朝と直接の交渉をしたいと願い、洪武5年（1372年）5月、僧仲獻祖闡・無逸克勤を使とし、日本人僧・椿庭海寿・権中翼を通事として特派し、使者一行8名は、祖来の帰国について日本へやってきた^[132]。これより先、建徳2年（洪武4年）、肥後守菊池武光は懷良親王を奉じて蜂起し、筑紫を回復しようと今川貞世（了俊）と鎮西に鬭ったが、敗北を重ねた。貞世は鎮西探題をついで、ちょうど勢力が盛んになっていたところであった^[133]。懷良親王は博多を経て肥後の菊池に移つた^[134]。明の使節が上陸するや、新設の北朝の守護が祖来とともにやってきたのを見て、「征西府」が中国に援軍を頼んだ使節だと思い込んで、屈辱を加えた^[135]。すぐに京都に送られたが、2ヶ月そこにとどまった後、はじめて帰国の途についた^[136]。途中、「征西府」を通ったところ、懷良親王は（明の使者が）ひそかに入京し、大統暦を分け与えて幕府に正朔を奉じさせたことを怒り、再び使者に屈辱を加えた^[137]。洪武7年（1374年）5月にようやく南京へ帰還した^[138]。

このたびの北朝に対する交渉の結果、北朝は連年にわたる戦争のために財政的に窮していたので、まさに財政上の困難を解決するために、中国との通商を希っていた。だから、明の使節が京都に至るや、ただちに全面的に倭寇禁圧の明側の要求を受け入れたが、一方では、「征西府」が日中の通商路をさえぎろうとして兵を派遣して攻撃してきた^[139]。その一方では、僧宣聞溪（摠州太守円宣）・淨業喜春を派遣して方物を携えて朝貢に訪れ、倭寇にとらえられた中国および高句麗（コルム）の民衆150人を送還した。これは、幕府が初めて明に使いを送つ

た使節で、不幸なことに、正式の国書がなかったので、九州鎮圧の挙は再び失敗し、道がつながらず、明朝廷には商人が身分と偽って入ってきたと疑われて接待を拒絶された^[140]。

同年、大隅守護の島津氏久が「征西府」の菊池武政とともに使いを遣わし朝貢し通商を希望してきたが、明朝廷は国を代表しておらず、そのうえ正朔を奉じていないので、いずれも退けた。また、さかんに倭寇が襲ってくるので中書省に命じて文書を送ってこれを責めさせた^[141]。

洪武8年（1375年）7月、「征西府」は僧延用文圭（帰廷用・圭廷用）を遣わし、表を奉じ、貢物の馬と方物をささげてきたが、その表の言葉は強く自らを侍むところがあった^[142]。この時期、明朝廷は日本側の事情について進んだ理解をしており、日本の南朝が倭寇問題を利用し、決して倭寇を禁止しないでおいて自らの拠って立つ財源を絶とうとはしなかった。北朝は中国との通商をのどから手が出るほど望んでおり、進んで倭寇を禁圧しようとしていたが、南朝の阻むところとなっていて、（倭寇を）禁止する事が出来なかつた。そのほかに使いを遣わし朝貢してきたものは、いずれも政府を代表することは出来ない大名の家臣や利益だけを求める商人ばかりであった。外交解決のルートはここに来て全く窮してしまつており、事実上、中策を放棄せざるを得なくなつていた。日本に経済上の封鎖を与えててしまうと、海防をより厳密に実行し、自衛策を立てなければならなくなる。

明朝廷は、日本との国交を断つことをすでに決めていたが、表面上は日本が送ってくる正式の使節とうわべばかりのつきあいをしつつ、外交上の転機を得ようと考えていた。洪武13年（1380年）から14年（1381年）の間、明朝廷は幕府と「征西府」の双方と、数度にわたつて論戦を交わした^[143]。「征西府」の挑戦的で屈強な態度は明朝廷に大きな侮辱を与えた。明朝廷は出来る限り耐え忍んだ^[144]。以後の使節の往来はやや稀になったものの、依然として外交関係を完全に絶つたわけではなかった。1383年に懷良親王が死去すると、北朝の勢いが旺盛になつたが、国内の統一運動に忙しかつたので、明朝廷との関係

はしばらく停止した。

以上の簡単な叙述から、明代初め、日本はすでに15の「不征の国」の一つに数えられていて、その位置づけは、朝鮮・安南・ジャワ・ブルネイなどの諸国と同じであった。明朝廷が日本と断絶しようと決意した原因是、倭寇が頻繁に起こったことと、日本がこれを禁止することが出来なかつたので、もう要求したり威嚇したりする必要がなくなつてゐたからである。そのうえ、日本と断交する動機のはじめは、洪武8年（1375年）に三回の交渉が失敗した後で、胡惟庸の死の5年前のことである。胡惟庸が死んだ後も日中はいまだに完全に断交したわけではなく、ときおり、使節の往来があつたのである。洪武19年（1386年）のあと、日中関係が淡白になると、倭寇の害はまれになつたが、これは日本国内の政治勢力が変化を生んだからであった。これから、すべての胡惟庸と明代初めの日中関係に関する「伝説」は、いずれも、実際にはなかつたことをあつたかのように捏造したものであり、少しも根拠がないということが分かるのである。

6. 胡惟庸グループ事件の真相

以上の論証から日中関係に関して知ることは次のようにある。

- (1) 明代初めの明朝廷が日本と通好しようとした真の原因は、純粹にその倭寇を禁圧することを要請することであった。日本側は、九州の「征西府」は、海賊の強奪行為で得た金品に事を借りて日本においての半分の政治勢力を支えていた。明朝廷にゴマをすりつつ、その反対給付としての貿易の大きな利益を獲得することに事を借り、ゆえにその態度を強く出し、自ら恃んで恐れるところがなかつた。京都の幕府は明朝廷と正式の外交関係を結び、そのことによって通商したいと熱望していたが、国内政局の不統一、さらに南朝の割拠に阻まれて倭寇を禁圧できるだけの力量がなかつた。そのうえ、明朝廷が数度にわたつて来日させた使節は、みな、

日本の国情がよくわかつていなかつたので重大な誤解を生じた。日本の使節は、国全体を代表する立場になかつたので倭寇を禁圧することは出来ず、また、ときには正式の国書を持たず商人が使節の名を騙つて入貢することもあつた。それによって倭寇としてやってくる間隔が空くこともあり、明朝廷はあえてこれに応じなかつた。明代初めの十数年間は交渉の努力をしたもの、威嚇、条理を尽くしての恩恵の賦与など、なしうる限りの外交上の方法を尽くしたが、倭寇はそれではあいかわらず減らす、相手は依然として野蛮かつ理不尽であることに変わりがなかつたので、明朝廷は、やむを得ず、下策を取ることに改めた。しかし表面上は外交政策が途切れたように見えてもすっぱりと切れておらず、そのねらいは前策を貫こうとしていたのである。

- (2) 明の太祖は日本を15の「不征の国」に編入したが、そのことは洪武6年(1373年)以前のことであり、如瑠の朝貢船事件と対日断交のことは全く無関係である。
- (3) 如瑠の朝貢船事件は、全くの捏造によるものである。もし如瑠という人が実在したとしても、胡惟庸の事件とは何の関係もないである。
- (4) 林賢が海を渡って日本までやってきて日本を手引きしたことは、記録上の矛盾と時間的に不可能なことから絶対にありえなかつたと断定することができる。その記録は官製の史書に出典があるものの、信を置くには足りないのである。

胡惟庸事件に関して知ることができることは次のようにある。

- (1) 雲奇の事件は、「中人」の牽強付会に基づくものであり、もしかすると邵栄の謀反事件から転訛したものかもしれない。
- (2) 劉基が毒殺されたのは、明の太祖の陰謀に基づくものである。胡惟庸はもとから劉基との間に恨みに思うことはあつたのだが、それが本人が気

づかぬうちに明の太祖に利用されて、胡惟庸が下獄したあとに、涂節は明の太祖の一大疑獄事件を起こそうとする意図を汲み、胡惟庸を皇帝に告発するにおよび、商暉も朝廷のさしがねで胡惟庸の隠し事をあばいたので「胡惟庸の獄」が起きたのである。同時に、涂節らは太祖の隠し事にも触れたために、口封じに殺害された。

- (3) チャンパからの朝貢使の件と汪廣洋の妻妾が殉死した事件は、いずれも胡惟庸と廷臣たちが続けて下獄したことへのたまたまの口実にすぎなかつたが、この件をきっかけに胡惟庸が皇帝の寵を失つたことを人々は知り、それとなく史官たちは胡惟庸を攻撃して疑獄事件を編み上げていく過程を示しているにすぎない。
- (4) 李善長の疑獄事件と封績の北元への使した件は、もとから全くの無関係である。『明史』などの諸書の封績の記述はもつとも荒唐無稽で信じられない。李善長が連座したことは、その冤罪であることが、当時、解縉が代筆した「王国用疏辯」にきわめて明らかである。

胡惟庸の人となりは、明人が書いた諸書に拠れば、ずるがしこく陰険であり、専権的で徒党を組む人間であるという。明の太祖のような十分にエゴイステイックで残酷きわまりない怪しげな傑物とは自然に相容れないでのある。自分が死んだ後の子孫が惰弱であることを深く慮るいっぽうで、自分と肩を並べて事を起こすような功臣・宿将たちを制御できなくなることをおそれ、廷臣たちに示すために、確固とした主張を持って一連の大虐殺—「胡惟庸の獄」を皮切りに、続いて「李善長の獄」、晩年に太子が死ぬとさらに「藍玉の獄」を行ったのである。胡惟庸が誅殺されたのは、この一連の大虐殺事件の始まりに過ぎない。

胡惟庸事件がでっち上げられていく過程は当時の公私の記録に拠りつつ、私たちの目前にはっきりと示されてきた。胡惟庸事件のはじめには、胡惟庸の罪状はただ権力をほしいままにし、党派を立てることにすぎず、この文だけで胡惟庸を殺してしまうには余りあり、これを用いてさまざまな功臣・宿将たちを

巻き添えにするのは却って誇張しすぎのようである。事実は、胡惟庸のために罪状を作る必要があったのである。明代社会の直面した大問題は「北虜南倭」であり、人臣の大罪は党派を立てて謀反を起こすことであり、そのうえ、明の太祖とその秘書たちは胡惟庸に名を借りて、巧みに事件をでっち上げた。関係のない北辺に行ったこともない江蘇の出身の封績に目をつけて、封に胡惟庸が北元と通じていることを供述させ、胡惟庸一派が謀反を起そうとしているということにして罪状を捏造させた。のちには、これでは破綻すると考えたのか、むりやりに封績を河南の籍に改めさせ、身分も元の遺臣に改めさせた。さらに、封績に李善長を巻き添えにして第2の大虐殺を引き起こさせた。いっぽうで、適当に獄中にあった林賢に目をつけて一連の事績を捏造し、林が日本と結んでいるということにした。ちょうど、胡惟庸が獄死してまもなくのときに、日本の使節か、日本の商人が中国にやってきたものの正式の国書を持たなかつたので明朝廷がこれを詰問した。そこで彼らはこの2つの事件を一つにまとめて、さも因果関係があるかのように装い、さらに洪武6年（1373年）にはすでに編纂されていた『皇明祖訓』の文章が証明として加わり、この謀反の企てが動かせない事実となってしまったのだ。同時に、日中関係は倭寇問題のために悪化し、明朝廷は外交上の失敗を自覚して下策を取らざるを得なくなり、「鎖国」したが、自らの失敗を認めたくないために藩属を誇り残してしまった。これこそ、大きな宣伝をしようとしたが、名ばかりは正しいことをいうようにして、対日断交の責任をその実在したかどうかかも分からぬ如瑤の身の上に帰したのである。天下の人々や後世に信を抱かせるために、特に『大誥』の中に事の顛末を書いて全国の人々に読ませ、いっぽうで、『皇明祖訓』の第一章に小注を書き加え、そのことで胡惟庸が「通虜」「通倭」していることを信頼すべき文献としたので、明の朝廷もこれ以降、外交上の失敗という屈辱から脱却したのである。

以上述べてきた政治的・国際的関係の外に、胡惟庸の事件を構成する為の要素にはさらに経済的・階級的関係が息づいている。

明代の初期は連年に渡って兵を動かし、元代の後を継いたばかりの疲弊しきつ

た状態でますます兵乱や天災が続いたので、明の国庫は窮乏していた。いつぽうで、天下が十分に治まつていなかつたので、兵を動かすことはやむを得なかつた。明の太祖とその部下たちはたいていが卑賤の階級の出身だつたので、自ずから一般に人々から搾り取ることをもっぱらとしている地主や豪商たちに不満を持っていたので、たえず富めるものたちを動かす（流刑に処す）政策でその農業による恒産を奪い取り、軍の実入りを富ますほか、たえず事にかこつけて肥え太つたものを選んでは捕食するように、たびたび大疑獄事件を引き起こした目的は、ただただ金錢をむしり取ることであった。そのもっとも顕著な例は、たとえば『明史』「刑法志」に記された郭桓の次のような事件がある。

郭桓は吏部侍郎也。帝北平二司官吏李彧・趙全徳等桓と奸利を為すを疑ひ、六部左右侍郎以下皆死に坐す。贓は七百万、詞は直省諸官吏に連なり、死に繫がる者数万人、贓を覈あらためて寄借する所天下に遍あまねし。民の中人の家大抵皆破る。

ただ一片の疑心だけで、700万もの大金を引き出させており、これこそがもつとも権力にとって都合の良い金儲けの方法であった。また次のように、「空印事件」というものもあった。

十五年空印の事發あらる。毎歳布政司府州県吏戸部に詣り錢糧軍需諸事を覈あらため、道遠きを以て預あらかじめ空印の文書を持つ。部駁に遇はば即ち改むるを以て常と為す。是に及んで帝奸有るを疑ひ、大いに怒り、諸長吏の死を論じ、佐式は榜まもすること百にして辺を戍らしむ。

これも、ただ一片の疑心だけで天下の財政に携わる官僚たちをすべて殺してしまい、斬首した上にその財産まで取り上げられてしまうのだから、この一片の疑心で、自然に大金を吸い上げることになった。「胡惟庸事件」「藍玉事件」のもう一つの目的はこれ以外にはない。この一連の疑獄事件の中で財産や資格

を没収されるに足るもの全てに網をかけ、気に入らない文官・凶暴な宿将の外に、明の太祖が特別に注意したのは、大地主から任命された食料を取り集める係と大富豪から任命された塩商人-例えば、『大誥三編』に挙げる于友・李茂実・陸和仲と、そのほかの書物が記す浦江の鄭氏・蘇州の沈氏などの諸事件であり、これらはみなこの疑獄事件の動機を証明するに足るものである。

もう一つ、明の太祖の出身は貧困層であり、僧侶の身分で世過ぎをしていたこともあり、また太祖自身の生まれつきの猜疑深い心根から、知識人によって批判されることを極度に恐れていた。太祖が事を起こした当初は、賢者の前で礼をとり、士大夫の前でへりくだるという態度を取り繕わないことはできなかつたが、人を惹きつけ明国建国という大事が定まるや、ちょっとした傷を求めて、しばしばいわゆる「文字の獄」(筆禍事件) を引き起こした。また、知識人が自らのために働くことを極度に恐れたため、特に『大誥』を頒布して「中士夫不為君用」の節を設けた。一つには、厳刑を施して示威するということだが、いっぽうでは(洪武帝が) 一種のねたみを伴う階級意識を持たなかつたとは言えない。『大誥』の中に列挙された文人で罪を得たものは、千人を下らない。「胡惟庸事件」「藍玉事件」の2つの疑獄事件の中で殺された数万人のうちの大部分は知識人に属している。その中の最も顕著なものは、宋濂のような一代の皇帝の師にもなるような文豪である。それだけでは済まず、その孫に当たる(宋) 慎は胡惟庸グループと連座していたとされて流罪になった上、亡くなつた。そのほかの同時期の文人たちも、およそ明の太祖と少しでも何か関連を持つたものは、幸せな身の終わり方をなしえなかつた。趙馯北の『廿二史劄記』は、その数を数えたところ、一冊の帳簿になつたといふ。また、もう一つには、極力学校を設けて教育を盛んにしたのだが、宋訥のような酷薄で人に感謝されることの少ない教師を進んで雇つた。また、刑罰を厳格に適用したのでただただ皇帝の命を従順に聞き唯々諾々と従うだけの新たな知識人が次々に輩出されて、皇帝個人のペットとなりはて、これまでの士大夫に成り代わつていつた。これは、明の太祖が皇帝権を突き固めていく方法であり、これが数次に渡る大疑獄

事件の起因なのである。

○原注（底本とした『吳晗全集』はページ末に注をつける脚注のスタイルであるが、本稿では編集の都合上、後注とした。なお、オリジナルの『燕京学報』は章ごとに後注を附している）

- [1] 『明史』卷94「刑法志」，卷132「藍玉伝」
- [2] 『皇明祖訓』首章，『明史』卷312「日本伝」
- [3] 『皇明大政記』卷3
- [4] 『明政統宗』卷7
- [5] 『明史』卷308
- [6] 『皇明祖訓』首章，『高皇帝実録』卷129
- [7] 『弇州史料後集』卷61
- [8] 『列卿記』卷1「胡惟庸伝」は実録を引用して「封続」に作っているが、北平図書館所蔵の「明実録」は「封績」に作っている。
- [9] 『明史』卷308「胡惟庸伝」
- [10] 『明史』卷322「日本伝」
- [11] 『明史』卷127「李善長伝」
- [12] 『明史記事本末』卷13「胡藍之獄」
- [13] 『今言』卷144
- [14] 王世貞『史乘考誤』
- [15] 『皇明馭倭錄』卷1
- [16] 『明史』卷308「嚴嵩伝」
- [17] 王世貞『國朝叢記』「嚴世蕃供辭」
- [18] 『國朝列卿記』卷1「胡惟庸伝」附録
- [19] 『弇州別集』「胡惟庸伝」
- [20] 鄭元錫『皇明書』卷13「宦官伝」
- [21] 伝維麟『明書』卷157「胡惟庸伝」，卷158「雲奇伝」
- [22] 『皇明從信錄』卷7
- [23] 『殊域周咨錄』卷2
- [24] 『皇明泳化類編』卷127「防細」

- [25] 『皇明史窃』, 『宦官伝』
- [26] 『明史記事本末補編』 5 「宦官賢奸」
- [27] 『明史記事本末』 13
- [28] 飯田忠彦『大日本野史』卷282「外国伝」 1
- [29] 『明史』「太祖本紀」 2
- [30] 『明通鑑』 7 「考異」
- [31] 『国朝獻征錄』 卷117 「何孟春贈司礼監太監雲公奇墓碑銘（何孟春の司礼監太監雲公奇に贈る墓碑銘）」
- [32] 『国史考異』 卷2-11
- [33] 『国史考異』 卷2-11, 邵榮謀反事見『明史』 卷125 「常遇春伝」
- [34] 『明太祖高皇帝実錄』 卷129
- [35] 『明太祖高皇帝実錄』 卷129
- [36] 『明太祖高皇帝実錄』 卷129, 『明太祖文集』 卷2 「廢丞相大夫罷中書省詔（丞相・大夫を廃して中書省を罷むる詔）」
- [37] 『皇明大事記』 卷9 「高皇帝御製及纂輯諸書」
- [38] 『名山藏』「刑法記」
- [39] 『皇明大事記』 卷9
- [40] 『皇明祖訓』 首章, 5ページ
- [41] 『皇明大事記』 卷9, 「封建」
- [42] 『皇明大事記』 卷9, 「高皇帝御製及纂輯諸書」
- [43] 『皇明大事記』 卷9, 「封建」
- [44] 『吾学編』「皇明四夷」 上, 日本
- [45] 『七修類稿』 卷5 「日本」
- [46] 『図書編』 卷50 「日本国」
- [47] 『皇明書』 卷166 「日本伝」
- [48] 『皇明象胥錄』 卷2 「日本」
- [49] 『武備志』 卷230 「日本考」
- [50] 『潛確類書』 卷13 「日本」
- [51] 焦竑『皇明人物考』附錄, 張復「南倭考」
- [52] 『蒼霞草』 卷19 「日本考」

- [53]『全辺略記』卷9「海略」
- [54]『博物典彙』卷20「日本」
- [55]『制御四夷典故』・『日本国考略』
- [56]『名山藏』『王享記』1「日本」
- [57]『籌海図編』卷2
- [58]『殊域周咨錄』卷2
- [59]『皇明馭倭錄』卷1
- [60] 辻善之助『海外交通史話』卷15, p.303
(訳者注: 原論文ではp.303としているが, 翻訳にあたって確認した1930年内
外書籍発行本ではp.304に引用部分が掲載されている)
- [61]『大日本野史』卷282「外国伝」1, 明上
- [62]『日本史講話』, p.563~565
- [63] 辻善之助『海外交通史話』卷15, p.303
- [64]『総合日本史概説』32「足利時代の外国関係」, 『中日交通史』下巻第7章
「日本使の往来と胡惟庸事件」(注119の訳注を参照)
- [65]『異国叢書』4『日本交通貿易史』, p.263
(訳者注: シーボルト『日本交通貿易史』は, 『異国叢書』の第4巻として,
1929年に駿南社から出版された)
- [66] 李仲麗『閑居集』文九
- [67]『明史』卷322「日本伝」
- [68] 王世貞『弇州別集』『胡惟庸伝』
- [69] 王世貞『日本志』
- [70]『皇明世法錄』卷85「韓國公伝」
- [71]『開國臣伝』卷2「韓國李公伝」
- [72]『明史記事本末』卷31, 「胡藍之獄」, 『明通鑑』卷7
- [73] 潘樞章『国史考異』卷2-13, 『御製大誥三編』p.39指揮林賢胡党第九
- [74] 潘樞章『国史考異』卷2-13, 『御製大誥三編』p.39指揮林賢胡党第九
- [75]『明史』卷128「劉基伝」
- [76]『皇明名臣琬談錄』卷7黃紀委(伯生)「誠意伯劉基行状」
- [77]『明太祖実錄』卷128

- [78] 『明史』卷324「占城伝」
- [79] 『明太祖実録』卷126, 『明太祖実録』卷134「夷朝貢」
- [80] 『明史』卷137「吳伯宗伝」
- [81] 劉辰『国初事迹』(『金華叢書』本)
- [82] 『明太祖実録』卷129
- [83] 薛応祺『憲章録』卷7
- [84] 陳建『皇明法伝録』卷7
- [85] 『国朝獻征録』卷11
- [86] 『太祖実録弁証』卷3
- [87] 『明史』卷2「太祖本紀」2
- [88] 『有学集』卷104
- [89] 『明太祖実録』卷129
- [90] 『明史』卷127「李善長伝」
- [91] 『明史』卷127「李善長伝」
- [92] 『太祖実録弁証』4(原文ママ)
- [93] 『皇明大政記』卷3
- [94] 『弇州別集』「李善長伝」
- [95] 『開國臣伝』卷2「韓國李公伝」
- [96] 黃金『皇明開國功臣伝』卷1「李善長伝」
- [97] 『皇明世法録』卷85「韓國公伝」
- [98] 『明太祖実録』, 『皇明大事記』卷13, 『皇明馭倭録』卷1
- [99] 涂山『明政統宗』卷7
- [100] 高岱『鴻猷録』卷6
- [101] 『吾學編』「大政記」1, 『皇明四夷考』上「日本」
- [102] 『皇明大政記』卷3
- [103] 『図書編』卷50「日本国考」
- [104] 『名山藏』「王享記」1, 「日本」
- [105] 『日本国考』卷2「朝貢」
- [106] 『皇明世法録』卷75「海防」「日本」
- [107] 『皇明馭倭録』卷1

- [108]『皇明書』卷166「日本伝」
- [109]『皇明象胥錄』卷2「日本」
- [110]『殊域周咨錄』卷2
- [111]『全邊略記』卷9「海略」
- [112]『武備志』卷23「四夷」8
- [113]『蒼霞草』卷19「日本考」
- [114]『異称日本伝』卷中八, p.46
- [115]『日本史講話』pp.563-565
- [116]『日本交通貿易史』p.263 (『異國叢書』本)
- [117]『詳説日本歴史』p.285
- [118]『海外交通史話』p.303
- [119]『日支交通史』下「征西府と明朝の交渉」
(訳者注：木宮泰彦『日支交通史』下 [1927,金刺芳流堂] 第七章
「征西府と明との交渉」を指すと思われる)
- [120]『明史』卷322「日本伝」, 卷91「兵志」, 卷146「島夷志」
- [121] 渡辺世祐『室町時代史』p.234「日本海上史論」「日明交通と海賊」
(訳者注：早稲田大学出版部, 1926)
- [122]『図書編』卷50「日本国序」
- [123] 李言恭『日本考』
- [124]『明史』卷91「兵志」
- [125]『続文章正宗』卷5所収, 吳萊「論倭」
- [126] 何喬遠『閩書』卷186「島夷志」, 『皇明馭倭錄』卷1
- [127]『修史為征』卷1「大明皇帝書」
- [128]『皇明馭倭錄』卷1
- [129]『修史為征』卷1「大明皇帝書」
- [130]『皇明馭倭錄』卷1, 『明史』「日本伝」
- [131] 瑞溪周鳳『善隣国宝記』上
- [132]『皇明馭倭錄』卷1, 『明史』「日本伝」
- [133]『日本外史』卷7「足利氏」上
- [134]『阿蘇文書』

- [135] 宋濂『翰苑統集』卷7「送無逸克勤公出使鄉省親序」
- [136]『花營三代記』
- [137] 木宮泰彦『日支交通史』「征西府と明朝の交渉」,『明史』「日本伝」
(訳者注: 「木宮泰彦」は「木宮泰彦」に作るべきである)
- [138]『明史』「日本伝」
- [139]『日本外史』卷5楠木氏北昌氏に附く
(訳者注: 「北昌氏」は「北畠氏」に作るべきである。また、この『日本外史』の記述は事実に反する)
- [140]『明史』「日本伝」,『大明会典』卷105「主客清吏司」
- [141]『皇明馭倭錄』卷1,『明史』「日本伝」
- [142]『皇明馭倭錄』卷1
- [143]『明太祖実錄』卷132,『明太祖文集』2卷16「設禮部問日本國王・日本將軍」
- [144]『明史』「日本伝」

○翻訳にあたっての参考文献

- 王宝平 2010 「明代雲南に残した日本人の漢詩—その1 『滄海遺珠』
書誌学研究』『日本漢文学研究』5, 二松学舎大学
- 2011 「明代雲南に残した日本人の漢詩—その2 『滄海遺珠』
所収日本人の漢詩の研究』『日本漢文学研究』6
二松学舎大学
- 川越泰博 2001 「昭示奸党錄について」『汲古』40, 汲古書院
- 佐藤長 1973 「近世青海諸部落の起源(上)」『東洋史研究』第32巻1号
- 檀上寛 1994 『明の太祖 朱元璋』白帝社
- 2013 『明代海禁=朝貢システムと華夷秩序』京都大学学術出版会
- 根本敬氏ほか編 2003 『東南アジアの歴史』有斐閣
- 萩原淳平 1960 「明初の北辺について」『東洋史研究』第19巻第2号
- 1967 「明朝の政治体制」『京都大学文学部研究紀要』第11号
- 深見純生 1987 「三仏斎の再検討—マラッカ海峡古代史研究の視座転換」
『東南アジア研究』第25巻第2号